

第2回 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議

日時：令和5年2月2日（水曜）14時00分～

場所：神戸市役所1号館24階1241会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 議題

(1) 第1回会議で出された意見の整理

(2) 市立墓園の現状の分析

4. 閉 会

【配布資料】

- ・資料1 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 委員名簿
- ・資料2 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議開催要綱
- ・資料3 座席表
- ・資料4 今回の議題資料
 - (1) 第1回会議で出された意見の整理
 - (2) 市立墓園の現状の分析
- ・参考 神戸市有識者会議傍聴要綱
- ・参考 第1回会議の議事録

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 委員名簿

| 氏名 | 所属 | 分野 |
|-----------------------|-------------------------------------|----------------|
| こたに 小谷 みどり | 一般社団法人 シニア生活文化研究所 代表理事 | 死生学 葬送問題 |
| といしば 問芝 志保 | 東北大学大学院 文学研究科 准教授 | 宗教学 |
| なかた 中田 ひろやす 裕康 | 神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長 | 地域福祉関係 |
| ひらい 平井 晶子 | 神戸大学大学院 人文学研究科 教授 | 家族社会学 歴史人口学 |
| ◎まきむら 榎村 ひさこ 久子 | 京都女子大学 名誉教授 京都女子大学宗教・文化研究所 客員研究員 | 環境学 造園学 |
| よこた 横田 睦 | 公益社団法人 全日本墓園協会 理事・主管研究員 | 墓地関係 |

(敬称略・50音順)

※ ◎は座長

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議開催要綱

令和4年11月11日
健康局長決定

(趣旨)

第1条 社会情勢が変化している中で、墓地に対する市民の意識やニーズが変化してきている状況を受け、本市において将来を見据えた今後の市立墓園における墓地供給や墓地形態のあり方、方向性などについて、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 専門的知識を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、6名以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年9月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第4条 健康局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 健康局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
 - (3) 会議を公開することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護または生活の安全の確保に支障を生じ、または生じるおそれがあると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(関係者の出席)

第6条 健康局長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、健康局斎園管理課長が定める。

附 則（令和4年11月11日決裁）

(施行期日)

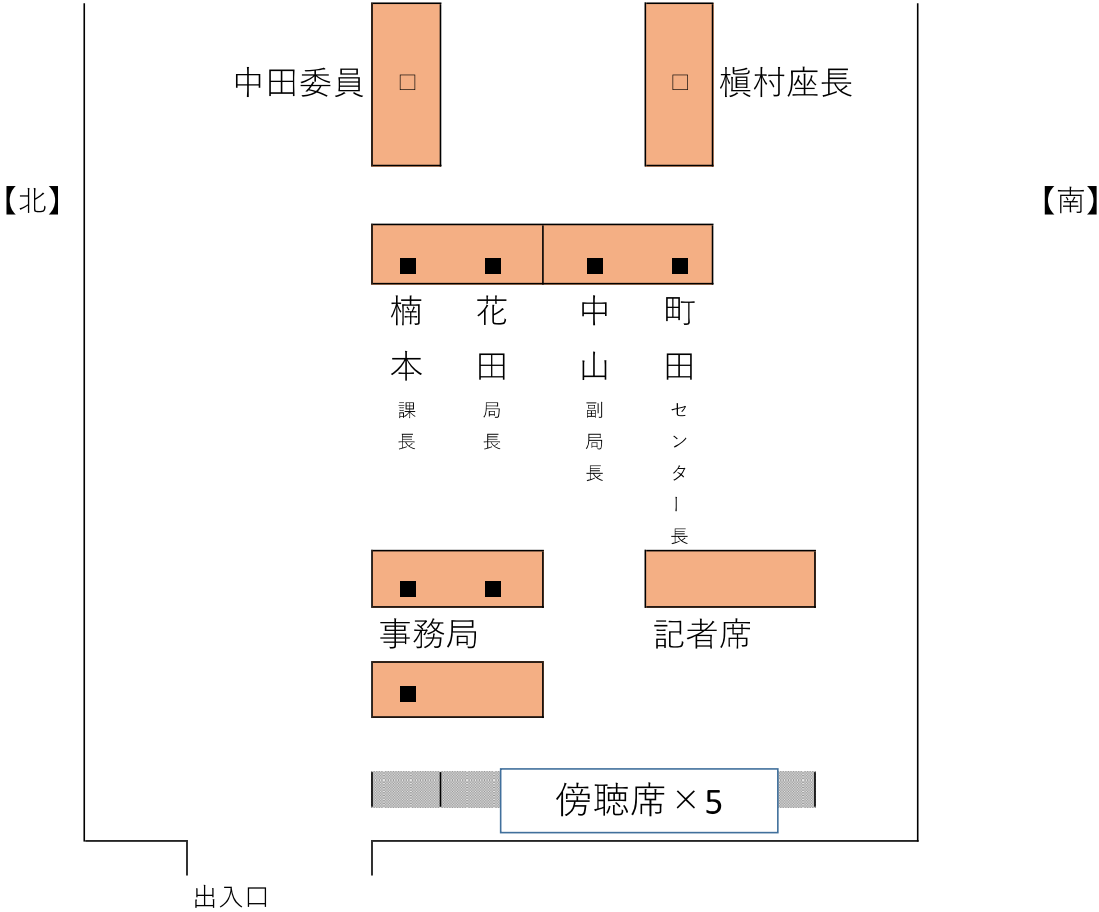
- 1 この要綱は、令和4年11月11日より施行する。

座 席 表

日時： 令和5年2月2日(木) 14時00分～
場所： 神戸市役所 1号館 24階 1241会議室

(WEBによる参加)
小谷委員
問芝委員
平井委員
横田委員

モニター



(1) 第 1 回会議で出された意見の整理

① 前回の論点

【人口動態の変化】

- ・都市に定住する人口動態に着目すべきである。全国的に人口移動は激しくなり、以前は西日本全域から大阪を中心に近畿・京阪神に人口が集まっていたが、現在はそれを素通りして大きな流れの中で首都圏に移動している人が増えている。転出・転入が多いことは改葬件数の多さにつながる。
- ・死亡年齢が高齢化すると死者が早く忘れられるため、90歳で亡くなった方の33回忌はない。この20年間で死亡年齢が高齢化したことが、死者を知る人がいない、年期法要を行わないことにつながり、墓が無縁化するスピードの加速に関連している。
- ・高齢化と少子化いずれも1970年以降50年近く続いている傾向であるため、ひびきのよい切り口であるが、ほかの問題提起を行ったほうがよいのではないか。
- ・神戸市において、世帯人員の減少を背景とした看取られないで死ぬ人の増加が問題となる時期は、需要推計において、森岡方式と大阪府方式の逆転が生じる2030～2040年付近と推測できるのではないか。
- ・現在は世帯から考えるのが難しくなっている。寿命が延び、子孫と同居しないという傾向から、必ずしも世帯とお墓が関係しなくなっている。お墓の継承の意識の変化によって、世帯の変化より、子供や孫の有無が大事ではないか。
- ・長らく少子高齢化と言われているのに、ここ数年でお墓の維持・墓じまいの意識変化(維持困難・墓じまいの増)が起こっている要因の1つに兄弟数の変化が挙げられる。兄弟が多い団塊の世代は新しい世帯を作り、新しいお墓が必要になる。その後のふたりっ子世代はあまりお墓が必要ない世代となる。団塊の世代が減り、ふたりっ子世代が70代に差し掛かる2040年以降、新しいトレンドが表れると予想できる。お墓は死亡する前に準備することから、今新しい傾向が表れ、それがお墓の維持についてのアンケート結果(経年でお墓の維持を決めていない方が増え、墓じまいを考える方が増加)に表れている。
- ・ここ数年でお墓の維持・墓じまいの意識変化が起こっている要因のもう1つに結婚しない人の割合が挙げられる。約98%が結婚する団塊の世代とは異なり、現在の50代は生涯未婚率が2、3割を示す世代である。高齢者からみて、自分の子供・孫が結婚していないことが、墓じまいを考えたり、これから墓をどうしていいかわからないという意識に繋がっているのではないか。
- ・核家族が浸透する中で、一番上の世代以外は家から仏壇や宗教的な物を飾るものが無くなっている。また、50～60代で初めて自分がお墓や仏壇の管理をする立場となる事例が増えている。大きな転換期である。
- ・社会の変化は若年層から起きていく。今は核家族化が起きた団塊の世代の人達が亡くなって、今後異なるライフスタイルが台頭する。その方々は亡くなるまで時間がかかる。つまり今までとこれからは違う。

【死生観の変化】

- ・これまで死にゆく人が自ら考えずともその地域や家の慣習によって葬送は実行されてきたが、現在は自身の死んだあとを考えないと死ねない。自分の死後設計が必要となった。「死」というものが家や地域社会にかかわるものから個人化してきた。

【家族観・祀る意識の変化】

- ・家族が誰かというのが大きく変わってきていることが重要ではないか。多くの人のイメージは家族とは一緒に住んでいる人だと思ふ。その場合、50 年前までは高齢者の半分以上は多世帯同居であり、孫も同居家族だったが、現在、孫は同居していない。墓で手を合わせるのは特定の誰かに向けている。孫にとって同居していない祖父母に対し手を合わせる意識が発生するのか。核家族化の進行が墓地に対する意識の低下につながっている。
- ・これからは家族の存在はオプションとなる。
- ・一人暮らしの高齢者が亡くなったら無縁仏に入れて終わり誰も墓に来る必要はない、周りの人が手続きをしてくれるという安易な考え方が浸透している。親がお墓参りや法要を義務として教えていないから、個人的な考え方が優先される。葬送の意識について世代を渡って継承することが大切である。
- ・過去志向から未来志向、個人化の方向に向かっている。死が家や地域社会に関わるものから個人化している傾向がある。そこにどういった保障や安寧があるかはまだ十分に考えられていないのではないか。

【その他の社会的変化・傾向】

- ・経済的な面に着目すべきである。特に 30 代以下の世代では経済的な不安を抱え、先祖や親の供養にお金を使いたくても捻出できない人が多いのが現実。歴史的にみると、先祖やお墓を大切にすることは、江戸時代は富裕層にのみ許されることだった。高度成長期で多くの人に可能になった。それが現代になって難しくなっている。経済状況を背景に考えると、コストが低いお墓など、今の 30~40 代の人々が今後維持できる墓地のあり方が求められているのではないか。
- ・経済状況の悪化は今後の無縁墓地の増加につながる。
- ・神戸市の改葬件数が他都市に比べ突出して多い。その理由や動向を踏まえてになるが、神戸市において合葬墓の人気、墓じまいの増加、無縁墓の増加は他の都市と比べて多いという前提で話を進める方向性もあるのではないか。
- ・どう生きて、安心できる場所に葬られる・納められることが大切であるが、家族がいない、金銭的な問題で墓地を持っていない方も今後さらに出てくるのではないか。死生観というと自身の死の前後を考えることだと思うが、自身の最後について意思を表せない人たちがこれからも増えてくると思うので、そういった人たちのお墓のあり方を考えていく必要がある。
- ・合葬墓を生前申し込みし、独居となって自身が亡くなった際、だれが遺骨を管理するか、墓に入る前についての保障も必要である。
- ・参りやすく、かつお金のかからない、開けた人間性を育む文化的な墓地を神戸市で考える必

要がある。

- ・今後、家族の存在がオプションであるという価値観が台頭し、子々孫々と継承するお墓のあり方も変化する。今までとは異なり個としてどう葬られるかを考えなければならない。具体的には、経済状況や家族の有無にかかわらず、皆等しく無縁になることなく安心して死んでいける墓地があり、「死の社会化」と呼んでいるが、死後の安寧が保障され、生きている市民にも安心感を与えることが墓地のメリットであり、それを考える必要がある。
- ・経済性のある方が墓地に入るまでの準備ができる一方で、知識、情報、お金がない層がおられる。生活保護の方だけではなく、様々な層の人の為にお墓に入る前のシステム、これは墓園と接した領域の福祉体制だと思うが、それと連動させていくことが必要になるのではないかと。

②前回の論点の整理と確認

| 現状・傾向 | 背景・要因 |
|--------------|---|
| お墓へのニーズの変化 | 経済的負担(若年世代) 兄弟数の減少 ライフスタイルの変化 親からの教えの変化 |
| 墓じまい・無縁化の増加※ | 家族を持たない人の増加 未婚者の増加 核家族化(誰に向かって手を合わせるか。仏壇を持たない世帯の増加) 死亡年齢の高齢化 死の個人化(一人で亡くなる方の増加) |

※資料確認が必要なもの : 無縁遺骨数、改葬件数、未婚率、死亡年齢

③神戸市の墓園行政として対応すべき課題(案)

- ・ 経済的負担

- ・ 墓じまいの増加

- ・ 無縁墓地の増加

- ・ 死の安寧の保障（生きている人への安心感）
 - 1人で亡くなる方の遺骨
 - 墓への知識や情報のない方

- ・ 高齢化を踏まえた墓参りへの対応
（墓参りの支援・参りやすいお墓）

- ・ 後世に負担をかけたくない（アンケートより）

- ・ 墓の形態のニーズ変化（アンケートより）

④資料確認が必要なもの

- 1) 無縁遺骨数
- 2) 改葬件数、人口の社会増減
- 3) 未婚率
- 4) 死亡年齢

1) 無縁遺骨数 ～身元不明者・引取人不明者遺骨の状況と対応

○近年、搬入される件数・無縁墓に埋蔵件数ともに増加している。

身元不明者・引取人不明者遺骨の舞子墓園遺骨保管室への保管状況

| 搬入年度 | 搬入数 | 搬入先 | | | 既返還数 | （保管期間） | 返還率（%） | 未返還（無縁墓に埋蔵） | 埋蔵年度 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------|------|------|-----------|--------|-------------|------|------|
| | | うち行旅 | うち墓埋 | うち生保 | | | | | | |
| 平成 21 (2009) 年度 | 329 | 21 | 49 | 248 | 46 | (H21～H27) | 14.0 | 283 | H27 | 埋蔵済み |
| 平成 22 (2010) 年度 | 328 | 18 | 52 | 237 | 41 | (H22～H28) | 12.5 | 287 | H28 | 埋蔵済み |
| 平成 23 (2011) 年度 | 355 | 14 | 55 | 264 | 45 | (H23～H29) | 12.7 | 310 | H29 | 埋蔵済み |
| 平成 24 (2012) 年度 | 375 | 11 | 60 | 304 | 60 | (H24～H30) | 16.0 | 315 | H30 | 埋蔵済み |
| 平成 25 (2013) 年度 | 385 | 22 | 68 | 285 | 62 | (H25～R元) | 16.1 | 323 | R元 | 埋蔵済み |
| 平成 26 (2014) 年度 | 416 | 15 | 63 | 327 | 47 | (H26～R2) | 11.3 | 369 | R2 | 埋蔵済み |
| 平成 27 (2015) 年度 | 435 | 10 | 81 | 334 | 62 | (H27～R3) | 14.3 | 373 | R3 | 埋蔵済み |
| 平成 28 (2016) 年度 | 452 | 9 | 98 | 337 | 65 | (H28～R4) | 14.4 | 387 | R4 | 埋蔵済み |
| 平成 29 (2017) 年度 | 450 | 8 | 79 | 360 | 55 | (H29～) | 12.2 | 395 | | 保管中 |
| 平成 30 (2018) 年度 | 448 | 7 | 91 | 344 | 57 | (H30～) | 12.7 | 391 | | 保管中 |
| 令和元 (2019) 年度 | 488 | 8 | 99 | 379 | 46 | (R元～) | 9.4 | 442 | | 保管中 |
| 令和2 (2020) 年度 | 484 | 13 | 80 | 386 | 62 | (R2～) | 12.8 | 422 | | 保管中 |
| 令和3 (2021) 年度 | 606 | 15 | 128 | 454 | 63 | (R3～) | 10.4 | 543 | | 保管中 |
| 令和4 (2022) 年度 | 427 | 9 | 117 | 298 | 27 | (R4～) | 6.3 | 400 | | 保管中 |

※令和4年12月末現在

※行旅：行旅法適用（身元が一切不明な「行旅死亡人」）

墓埋：墓地理葬法適用（住所氏名は判明しているが、葬祭を行うものがない場合）

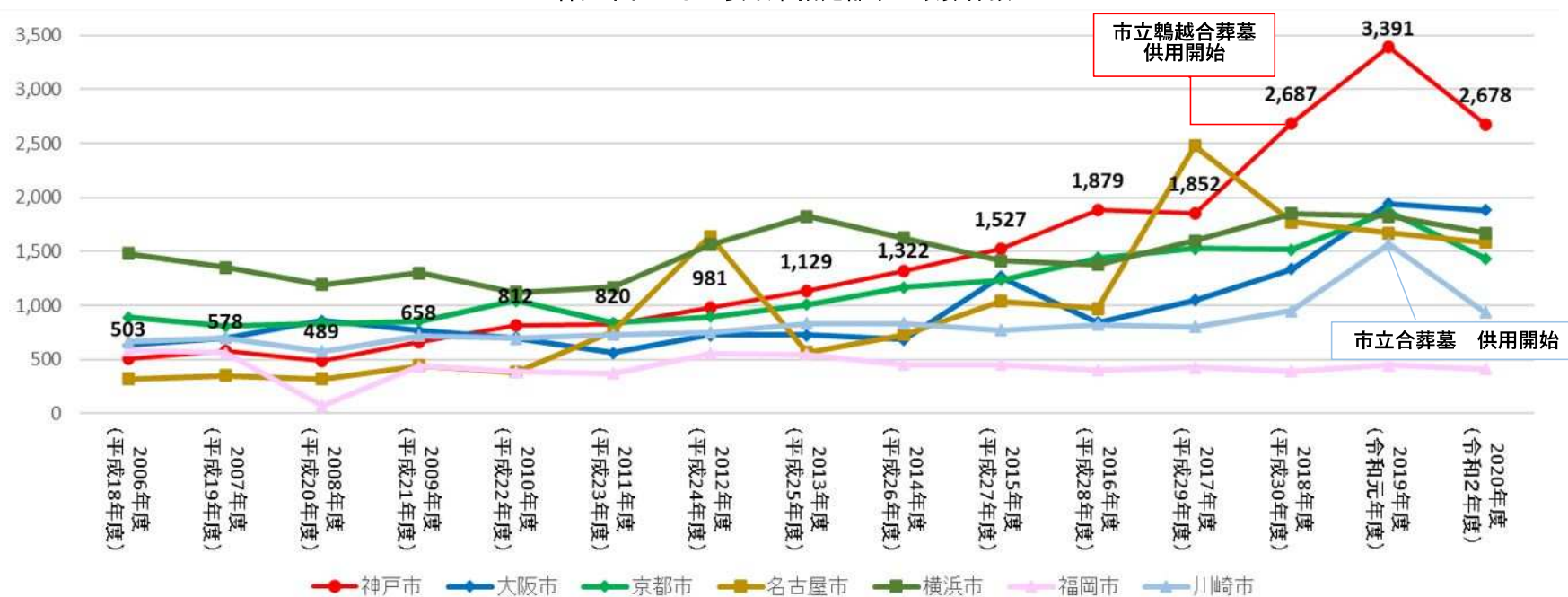
生保：生活保護法（葬祭扶助）適用（友人などから葬祭扶助の申請があった場合）

出典：神戸市

2) 改葬件数 ～神戸市および政令指定都市の改葬件数

- 神戸市の改葬件数について、2008年度(平成20年度)から2019年度(令和元年度)まで上昇傾向にあり、その傾向は他政令指定都市よりも顕著になっている。また、鶴越合葬墓が供用開始された2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)の3年間にかけ、政令指定都市中最多の件数となっている。
- 近隣の大阪市、京都市について2011年度(平成23年度)ごろから件数の増加が見られる。
- 人口規模が神戸市と近い福岡市については直近10年おおむね同程度の件数で推移しており、増加傾向は見られない。また、川崎市については2018年(平成30年度)までおおむね同程度の件数で推移しており、市立合葬墓「緑ヶ丘霊園 合葬型墓所」が供用開始された2019年(令和元年度)は改葬件数が上昇している。

神戸市および主要政令指定都市の改葬件数



出典：衛生行政報告例

資料 4

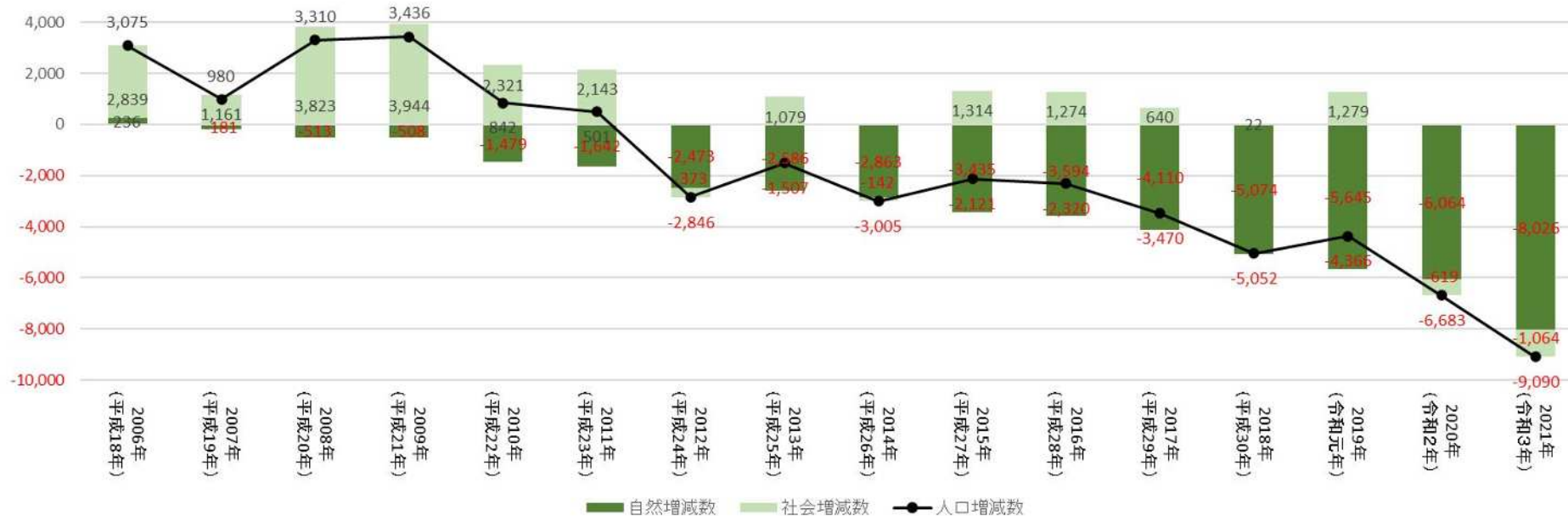
| | 2006年度 (平成 18年度) | 2007年度 (平成 19年度) | 2008年度 (平成 20年度) | 2009年度 (平成 21年度) | 2010年度 (平成 22年度) | 2011年度 (平成 23年度) | 2012年度 (平成 24年度) | 2013年度 (平成 25年度) | 2014年度 (平成 26年度) | 2015年度 (平成 27年度) | 2016年度 (平成 28年度) | 2017年度 (平成 29年度) | 2018年度 (平成 30年度) | 2019年度 (令和 元年度) | 2020年度 (令和 2年度) | 参考：2020年 度 (令和2年度) 人口 |
|------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 神戸市 | 503 | 578 | 489 | 658 | 812 | 820 | 981 | 1,129 | 1,322 | 1,527 | 1,879 | 1,852 | 2,687 | 3,391 | 2,678 | 1,525,152 |
| 大阪市 | 631 | 693 | 858 | 768 | 699 | 558 | 724 | 727 | 683 | 1,262 | 844 | 1,046 | 1,337 | 1,941 | 1,879 | 2,752,412 |
| 京都市 | 889 | 808 | 834 | 854 | 1,045 | 837 | 895 | 1,009 | 1,166 | 1,235 | 1,441 | 1,526 | 1,515 | 1,872 | 1,433 | 1,463,723 |
| 名古屋市 | 318 | 351 | 320 | 443 | 379 | 757 | 1,637 | 568 | 732 | 1,037 | 974 | 2,475 | 1,771 | 1,669 | 1,581 | 2,332,176 |
| 横浜市 | 1,479 | 1,354 | 1,191 | 1,298 | 1,120 | 1,168 | 1,560 | 1,826 | 1,622 | 1,412 | 1,379 | 1,600 | 1,850 | 1,826 | 1,671 | 3,777,491 |
| 福岡市 | 584 | 562 | 71 | 438 | 388 | 372 | 553 | 544 | 455 | 455 | 400 | 427 | 389 | 449 | 411 | 1,612,392 |
| 川崎市 | 664 | 701 | 575 | 718 | 695 | 729 | 748 | 834 | 834 | 771 | 820 | 800 | 953 | 1,572 | 935 | 1,538,262 |

※政令指定都市のうち、京阪神地域の近隣都市として大阪市および京都市、3大都市圏との比較のため名古屋市と横浜市、2020年度（令和2年度）の人口規模が神戸市と近いことから福岡市および川崎市を比較対象として挙げている。

2) -2 社会増減

○近年の神戸市の社会増減数は△約 1,000 人～+約 1,300 人で推移している。

神戸市の自然増減・社会増減・人口増減数



| | 2006年 (平成18年) | 2007年 (平成19年) | 2008年 (平成20年) | 2009年 (平成21年) | 2010年 (平成22年) | 2011年 (平成23年) | 2012年 (平成24年) | 2013年 (平成25年) | 2014年 (平成26年) | 2015年 (平成27年) | 2016年 (平成28年) | 2017年 (平成29年) | 2018年 (平成30年) | 2019年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 2021年 (令和3年) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 自然増減数 | 236 | -181 | -513 | -508 | -1,479 | -1,642 | -2,473 | -2,586 | -2,863 | -3,435 | -3,594 | -4,110 | -5,074 | -5,645 | -6,064 | -8,026 |
| 社会増減数 | 2,839 | 1,161 | 3,823 | 3,944 | 2,321 | 2,143 | -373 | 1,079 | -142 | 1,314 | 1,274 | 640 | 22 | 1,279 | -619 | -1,064 |
| うち社会増 | 55,158 | 52,913 | 54,081 | 53,762 | 51,346 | 51,071 | 50,721 | 50,752 | 50,134 | 53,074 | 52,182 | 52,453 | 52,155 | 53,245 | 49,486 | 47,382 |
| うち社会減 | 52,358 | 51,777 | 50,285 | 49,837 | 49,045 | 48,952 | 51,105 | 49,673 | 50,276 | 51,760 | 50,908 | 51,813 | 52,133 | 51,966 | 50,105 | 48,446 |
| 人口増減数 | 3,075 | 980 | 3,310 | 3,436 | 842 | 501 | -2,846 | -1,507 | -3,005 | -2,121 | -2,320 | -3,470 | -5,052 | -4,366 | -6,683 | -9,090 |

注：社会増減数の内訳の社会増・社会減には、市内での転出入は除く。

出典：神戸市「2021年中の人口の動き」

3) 未婚率 ～政令指定都市間比較(令和2年)

○神戸市の未婚率は、堺市、北九州市に次いで政令指定都市の中で3番目に低い。

未婚率（令和2年度、政令指定都市）

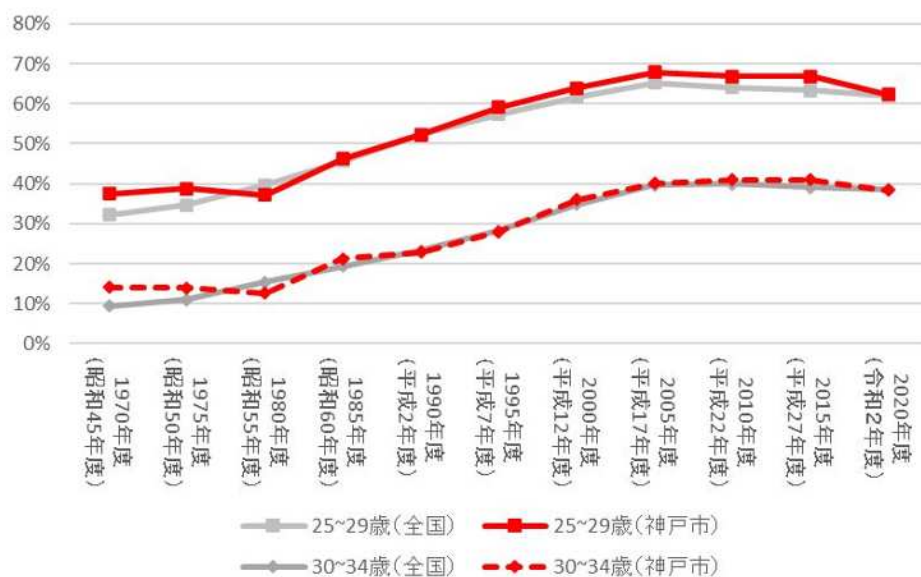
| | 未婚率 | 有配偶率 | 死別率 | 離別率 |
|-------|--------|-------|------|------|
| 全国 | 26.3% | 55.9% | 8.4% | 5.2% |
| 札幌市 | ⑭26.8% | 52.9% | 7.5% | 6.1% |
| 仙台市 | ③28.8% | 54.5% | 6.8% | 4.9% |
| さいたま市 | ⑧28.1% | 57.4% | 6.5% | 3.9% |
| 千葉市 | ⑫27.0% | 56.7% | 7.4% | 4.5% |
| 横浜市 | ⑥28.2% | 56.1% | 6.6% | 4.1% |
| 川崎市 | ④28.8% | 54.1% | 5.3% | 3.7% |
| 相模原市 | ⑨27.4% | 55.2% | 6.6% | 4.5% |
| 新潟市 | ⑬27.0% | 57.2% | 9.1% | 5.1% |
| 静岡市 | ⑮26.5% | 55.9% | 9.1% | 5.6% |
| 浜松市 | ⑯26.2% | 58.7% | 8.4% | 5.4% |
| 名古屋市 | ⑦28.2% | 54.1% | 7.3% | 5.2% |
| 京都市 | ①30.1% | 50.3% | 7.2% | 4.9% |
| 大阪市 | ⑤28.5% | 46.2% | 6.6% | 5.7% |
| 堺市 | ⑰25.7% | 55.3% | 7.8% | 5.6% |
| 神戸市 | ⑱26.1% | 55.1% | 8.0% | 5.3% |
| 岡山市 | ⑪27.1% | 55.4% | 7.9% | 5.6% |
| 広島市 | ⑰26.1% | 57.4% | 7.4% | 5.3% |
| 北九州市 | ⑳25.9% | 54.0% | 9.7% | 6.8% |
| 福岡市 | ②29.8% | 50.7% | 6.1% | 6.0% |
| 熊本市 | ⑩27.2% | 55.1% | 7.4% | 6.4% |

出典：令和2年国勢調査

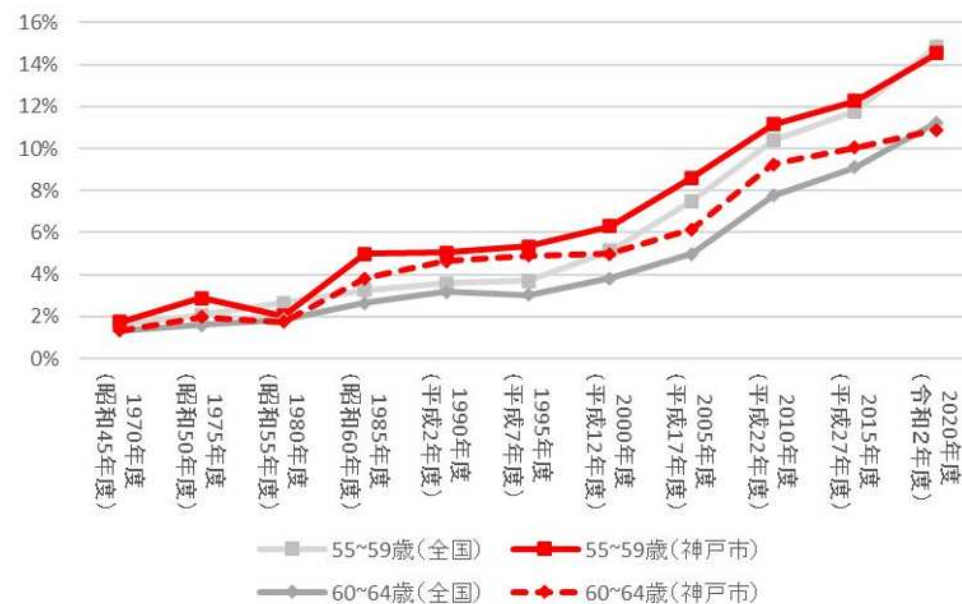
3)ー2 未婚率の推移

- 若年層(25～29歳、30～34歳)の未婚率について、1980年度(昭和55年度)以前は神戸市が全国を上回っていたが、それ以降についてはおおむね同じ数値となっている。現在は下降傾向にある。
- 高齢層(55～59歳、60～64歳)の未婚率について、1985年度(昭和60年度)から2015年度(平成27年度)は神戸市が全国を上回っていたが、2020年度(令和2年度)は神戸市が全国を下回っている。全国と神戸市とともに上昇傾向にある。

未婚率(25～29歳、30～34歳)



未婚率(55～59歳、60～64歳)



出典：国勢調査

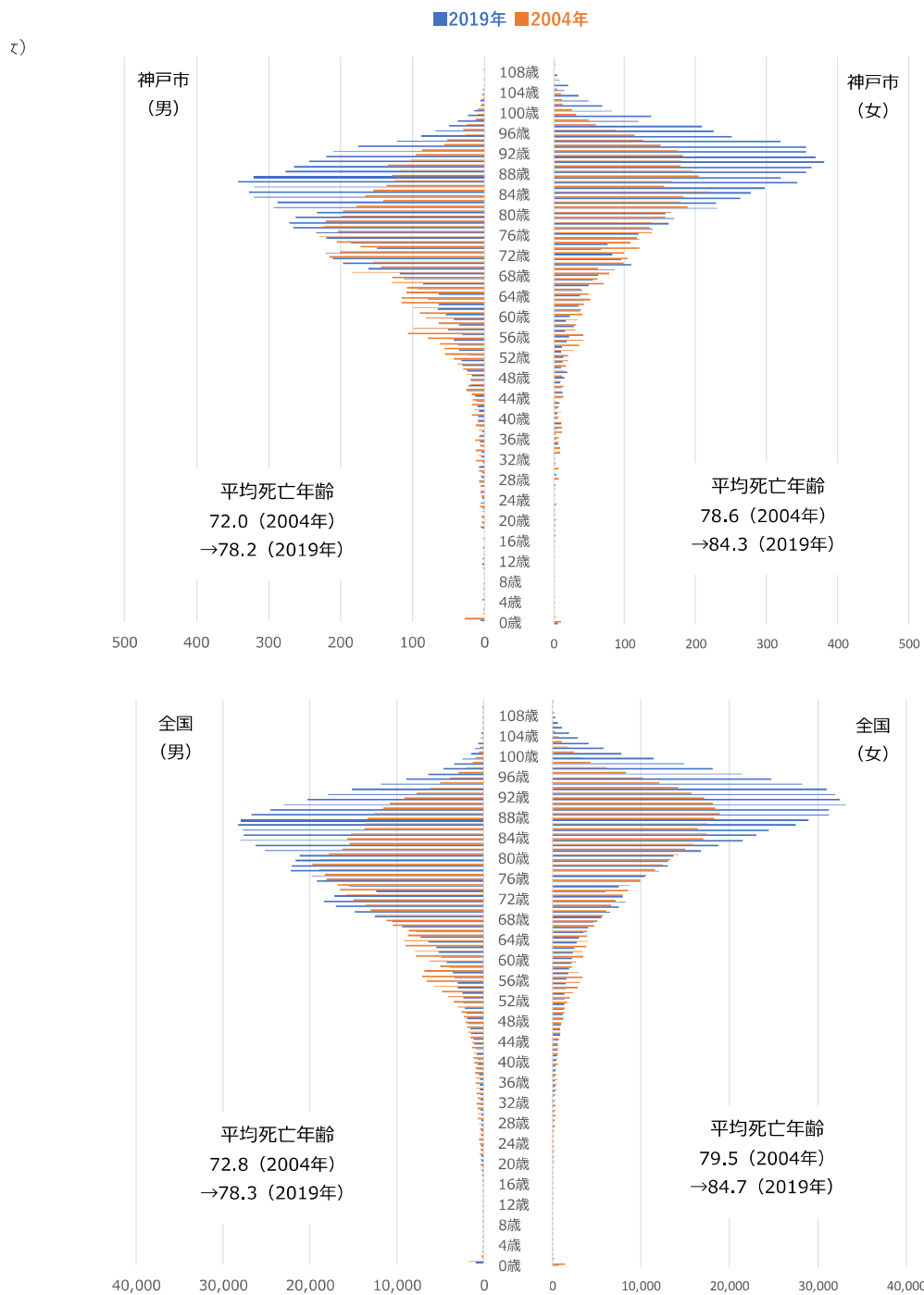
資料 4

| | 15歳以上総数 | | | | | | 25～29歳 | | | | | | 30～34歳 | | | | | | 55～59歳 | | | | | | 60～64歳 | | | | | |
|--------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|------|-------|-------|------|
| | 全国 | | | 神戸市 | | | 全国 | | | 神戸市 | | | 全国 | | | 神戸市 | | | 全国 | | | 神戸市 | | | 全国 | | | 神戸市 | | |
| | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 |
| 1970年度 (昭和45年度) | 28.5% | 32.3% | 24.9% | 33.7% | 38.1% | 29.5% | 32.2% | 46.5% | 18.1% | 37.5% | 51.4% | 23.5% | 9.4% | 11.6% | 7.2% | 14.1% | 15.6% | 12.7% | 1.6% | 1.2% | 2.0% | 1.7% | 1.3% | 2.1% | 1.3% | 1.0% | 1.6% | 1.3% | 1.1% | 1.7% |
| 1975年度 (昭和50年度) | 25.2% | 29.1% | 21.5% | 26.6% | 30.4% | 23.1% | 34.7% | 48.3% | 20.9% | 38.8% | 52.3% | 25.0% | 11.0% | 14.3% | 7.7% | 14.0% | 17.2% | 10.8% | 2.1% | 1.3% | 2.6% | 2.9% | 2.2% | 3.4% | 1.6% | 1.1% | 2.0% | 2.0% | 1.4% | 2.4% |
| 1980年度 (昭和55年度) | 39.6% | 28.5% | 20.9% | 30.4% | 34.7% | 26.4% | 39.6% | 55.1% | 24.0% | 37.2% | 51.8% | 22.4% | 15.3% | 21.5% | 9.1% | 12.6% | 15.3% | 9.9% | 2.6% | 1.5% | 3.5% | 2.0% | 1.7% | 2.3% | 1.9% | 1.2% | 2.4% | 1.8% | 1.4% | 2.1% |
| 1985年度 (昭和60年度) | 45.6% | 29.6% | 21.7% | 26.9% | 30.0% | 24.1% | 45.6% | 60.4% | 30.6% | 46.3% | 59.1% | 34.3% | 19.3% | 28.1% | 10.4% | 21.2% | 29.0% | 13.6% | 3.3% | 2.1% | 4.4% | 5.0% | 3.5% | 6.4% | 2.6% | 1.6% | 3.5% | 3.8% | 2.4% | 5.0% |
| 1990年度 (平成2年度) | 27.2% | 31.2% | 23.4% | 28.2% | 31.0% | 25.7% | 52.4% | 64.4% | 40.2% | 52.2% | 61.9% | 43.2% | 23.3% | 32.6% | 13.9% | 22.9% | 29.8% | 16.5% | 3.6% | 2.9% | 4.2% | 5.0% | 4.0% | 6.0% | 3.2% | 2.0% | 4.2% | 4.6% | 3.1% | 6.1% |
| 1995年度 (平成7年度) | 27.6% | 31.5% | 23.8% | 28.9% | 31.5% | 26.6% | 57.3% | 66.6% | 47.9% | 59.1% | 66.5% | 52.1% | 28.3% | 36.9% | 19.5% | 28.0% | 34.1% | 22.3% | 3.7% | 3.6% | 3.8% | 5.3% | 5.1% | 5.5% | 3.0% | 2.2% | 3.8% | 4.9% | 3.9% | 5.8% |
| 2000年度 (平成12年度) | 27.6% | 31.8% | 23.7% | 29.1% | 31.7% | 26.7% | 61.8% | 69.3% | 54.0% | 63.9% | 70.1% | 58.0% | 34.8% | 42.9% | 26.6% | 36.0% | 41.7% | 30.6% | 5.1% | 6.0% | 4.3% | 6.3% | 6.6% | 6.0% | 3.8% | 3.8% | 3.8% | 5.0% | 4.6% | 5.3% |
| 2005年度 (平成17年度) | 27.2% | 31.4% | 23.2% | 28.5% | 31.2% | 26.1% | 65.3% | 71.4% | 59.0% | 67.9% | 72.6% | 63.8% | 39.6% | 47.1% | 32.0% | 40.1% | 45.4% | 35.1% | 7.5% | 9.8% | 5.2% | 8.6% | 10.3% | 7.0% | 5.0% | 5.8% | 4.2% | 6.2% | 6.4% | 6.0% |
| 2010年度 (平成22年度) | 27.0% | 31.3% | 22.9% | 28.2% | 30.9% | 25.8% | 64.1% | 69.2% | 58.9% | 66.8% | 70.1% | 63.8% | 40.0% | 46.0% | 33.9% | 41.0% | 44.6% | 37.8% | 10.4% | 14.4% | 6.4% | 11.2% | 14.2% | 8.4% | 7.8% | 10.2% | 5.4% | 9.3% | 11.1% | 7.6% |
| 2015年度 (平成27年度) | 26.2% | 30.0% | 22.6% | 27.4% | 29.7% | 25.4% | 63.4% | 68.0% | 58.6% | 66.8% | 69.8% | 64.1% | 39.0% | 44.5% | 33.5% | 41.0% | 43.9% | 38.3% | 11.8% | 15.7% | 7.9% | 12.3% | 14.7% | 10.0% | 9.1% | 12.6% | 5.8% | 10.1% | 12.7% | 7.7% |
| 2020年度 (令和2年度) | 26.3% | 30.4% | 22.5% | 26.1% | 28.3% | 24.2% | 61.8% | 65.4% | 58.2% | 62.3% | 64.0% | 60.8% | 38.7% | 43.7% | 33.6% | 38.4% | 40.7% | 36.2% | 14.9% | 18.8% | 11.0% | 14.5% | 16.4% | 12.9% | 11.3% | 14.9% | 7.7% | 10.9% | 12.8% | 9.2% |

4) 死亡年齢 ～平均死亡年齢の状況

- 2004年(平成16年)から2019年(平成31年)にかけて平均死亡年齢は上昇しており、上昇幅は神戸市の方が全国よりも大きい。
- 死亡者について、2004年(平成16年)に比べ、2019年(平成31年)は死亡者の総数が平均死亡年齢付近に集中している。

年齢別死亡者数



出典：人口動態統計

(2)市立墓園の現状の分析

①市立墓園利用者アンケート

【実施概要】

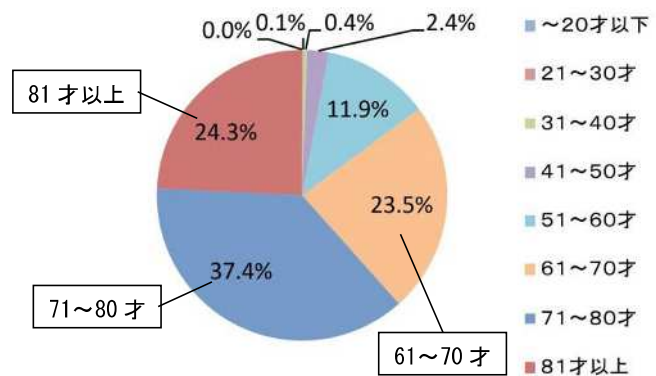
調査期間： 2022年(令和4年)12月19日～2023(令和5年)年1月10日
 配布数 5,000部(神戸市立墓園利用者の中から無作為に抽出)
 回収数： 2,718件(郵送:2,384通、WEB:334通 回答不備21件を除く)
 ○郵送とWEBでの重複回答は、郵送を有効回答とし、WEBは回答不備として処理。
 ○WEBでの重複回答は、回答すべてを回答不備として処理。
 ○WEBにおいて、回答番号の誤りがある回答は、回答不備として処理。
 回収率： 54.4%(うち郵送:87.7%、WEB:12.3%)

【集計結果】

1.あなた(回答者)自身について

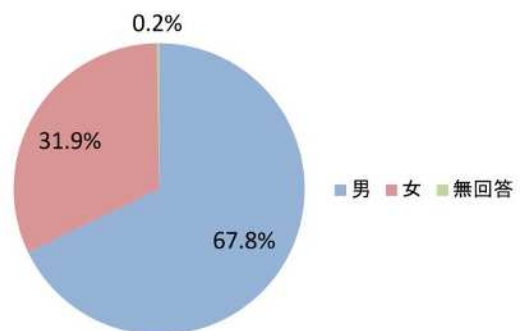
問1 あなたの年齢をお答えください。〈○印は1つ〉

| | | |
|--------|-------|--------|
| 総数 | 2,688 | 100.0% |
| ～20才以下 | | 0.0% |
| 21～30才 | 3 | 0.1% |
| 31～40才 | 12 | 0.4% |
| 41～50才 | 64 | 2.4% |
| 51～60才 | 321 | 11.9% |
| 61～70才 | 632 | 23.5% |
| 71～80才 | 1,004 | 37.4% |
| 81才以上 | 652 | 24.3% |



問2 あなたの性別をお答えください。〈○印は1つ〉

| | | |
|-----|-------|--------|
| 総数 | 2,652 | 100.0% |
| 男 | 1,799 | 67.8% |
| 女 | 847 | 31.9% |
| 無回答 | 6 | 0.2% |



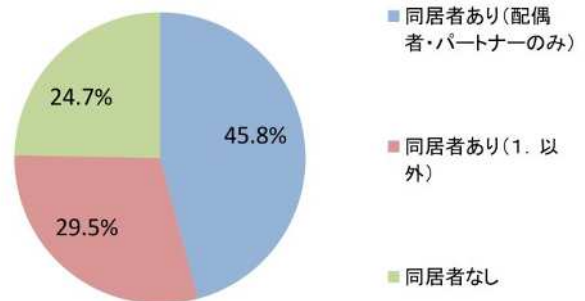
問3 あなたの現在の居住地をお答えください。〈○印は1つ〉

| | | |
|-----------|-------|--------|
| 総数 | 2,686 | 100.0% |
| 東灘区 | 139 | 5.2% |
| 灘区 | 125 | 4.7% |
| 中央区 | 100 | 3.7% |
| 兵庫区 | 188 | 7.0% |
| 長田区 | 202 | 7.5% |
| 須磨区 | 310 | 11.5% |
| 垂水区 | 307 | 11.4% |
| 北区 | 315 | 11.7% |
| 西区 | 328 | 12.2% |
| 神戸市以外の兵庫県 | 320 | 11.9% |
| 兵庫県外 | 352 | 13.1% |



問4 あなたの同居家族をお答えください。〈○印は1つ〉

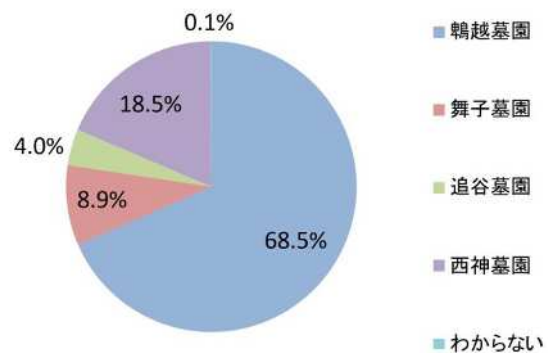
| | | |
|------------------------|-------|--------|
| 総数 | 2,576 | 100.0% |
| 同居者あり (配偶者・パートナーのみ) | 1,180 | 45.8% |
| 同居者あり (1. 以外) | 760 | 29.5% |
| 同居者なし | 636 | 24.7% |



2.墓園の利用状況について

問5 あなたが現在利用している墓園はどれですか。〈○印は1つ〉

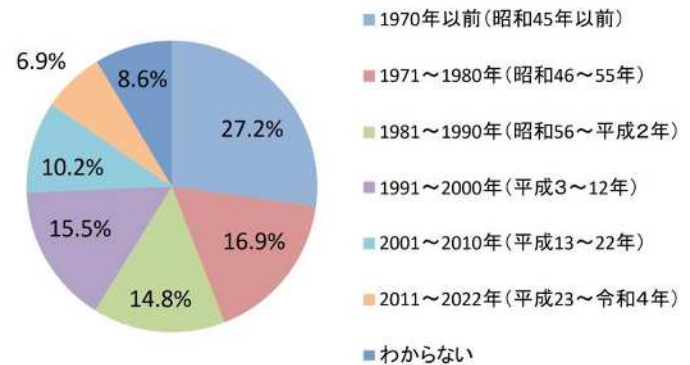
| | | |
|-------|-------|--------|
| 総数 | 2,677 | 100.0% |
| 鶴越墓園 | 1,833 | 68.5% |
| 舞子墓園 | 238 | 8.9% |
| 追谷墓園 | 108 | 4.0% |
| 西神墓園 | 495 | 18.5% |
| わからない | 3 | 0.1% |



問6 現在のお墓(神戸市立墓園内)をいつから利用し始めましたか。〈○印は1つ〉

○「1970年以前(昭和45年以前)」が最も多く(27.2%)、次いで「1971～1980年(昭和46～55年)」が多い(16.9%)。

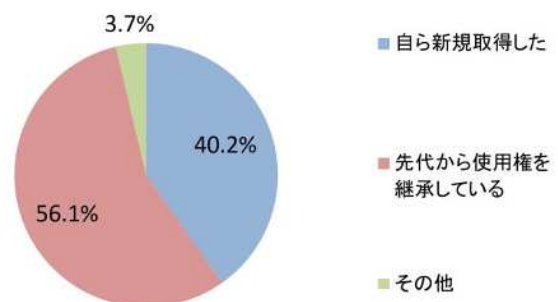
| | | |
|---------------------------|-------|--------|
| 総数 | 2,642 | 100.0% |
| 1970年以前 (昭和45年以前) | 718 | 27.2% |
| 1971～1980年 (昭和46～55年) | 447 | 16.9% |
| 1981～1990年 (昭和56～平成2年) | 390 | 14.8% |
| 1991～2000年 (平成3～12年) | 409 | 15.5% |
| 2001～2010年 (平成13～22年) | 269 | 10.2% |
| 2011～2022年 (平成23～令和4年) | 181 | 6.9% |
| わからない | 228 | 8.6% |



問7 現在利用しているお墓(神戸市立墓園内)は、ご自身で取得されましたか。〈○印は1つ〉

○「先代から使用权を継承している」が最も多く、過半数を占める(56.1%)。

| | | |
|----------------|-------|--------|
| 総数 | 2,683 | 100.0% |
| 自ら新規取得した | 1,079 | 40.2% |
| 先代から使用权を継承している | 1,504 | 56.1% |
| その他 | 100 | 3.7% |



資料 4

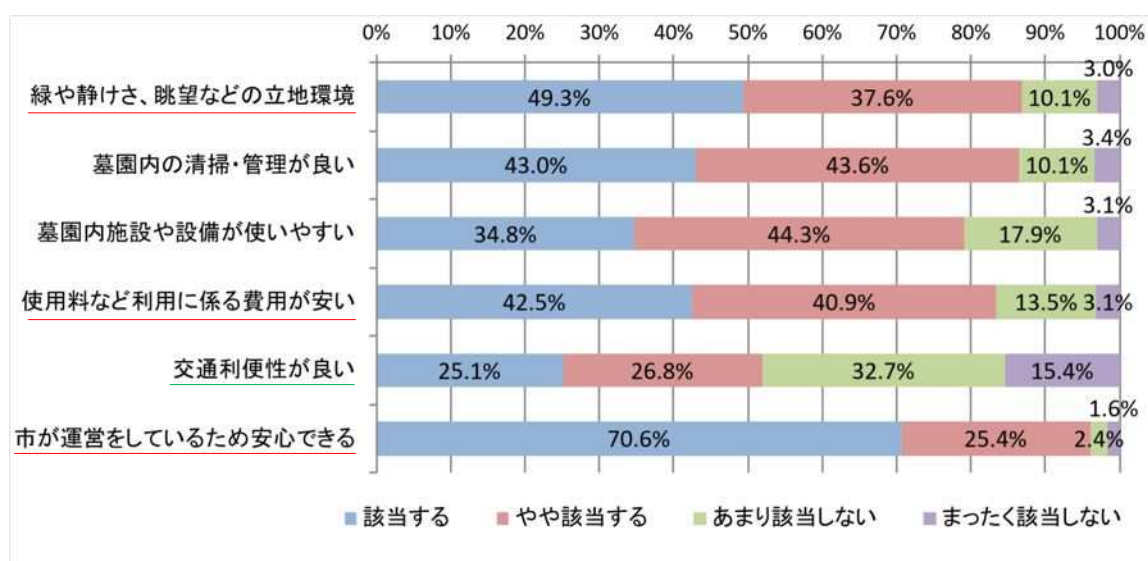
問8 神戸市立墓園を取得した理由(継承した方は先代から聞いている理由)はなんですか。一番近い番号を選んでください。

- 最も該当する項目は「**市が運営をしているため安心できる**」であり、利用者の7割が取得理由としている。
- 最も該当しない項目は「**交通利便性が良い**」であり、利用者の半数近くは取得理由としていない。

神戸市立墓園を取得した理由について、「該当する」の割合が最も高いのは「市が運営をしているため安心できる」であり、2位の「緑や静けさ、眺望などの立地環境」や3位の「使用料など利用に係る費用が安い」と大きく差がみられます。

一方で、「あまり該当しない」「まったく該当しない」の割合が最も高いのは「交通利便性が良い」となっており、こちらも2位の「墓園内施設や設備が使いやすい」や3位の「使用料など利用に係る費用が安い」と大きく差がみられます。

【総数】



| | 総数 | 該当する | | やや該当する | | あまり該当しない | | まったく該当しない | | |
|------------------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|-------|-----------|-------|--|
| 緑や静けさ、眺望などの立地環境 | 2,138 | 1,054 | 49.3% | 803 | 37.6% | 217 | 10.1% | 64 | 3.0% | |
| 墓園内の清掃・管理が良い | 2,126 | 914 | 43.0% | 926 | 43.6% | 214 | 10.1% | 72 | 3.4% | |
| 墓園内施設や設備が使いやすい | 2,103 | 731 | 34.8% | 931 | 44.3% | 376 | 17.9% | 65 | 3.1% | |
| 使用料など利用に係る費用が安い | 2,119 | 901 | 42.5% | 866 | 40.9% | 286 | 13.5% | 66 | 3.1% | |
| 交通利便性が良い | 2,121 | 532 | 25.1% | 568 | 26.8% | 694 | 32.7% | 327 | 15.4% | |
| 市が運営をしているため安心できる | 2,218 | 1,567 | 70.6% | 563 | 25.4% | 53 | 2.4% | 35 | 1.6% | |
| わからない | 323 | | | | | | | | | |

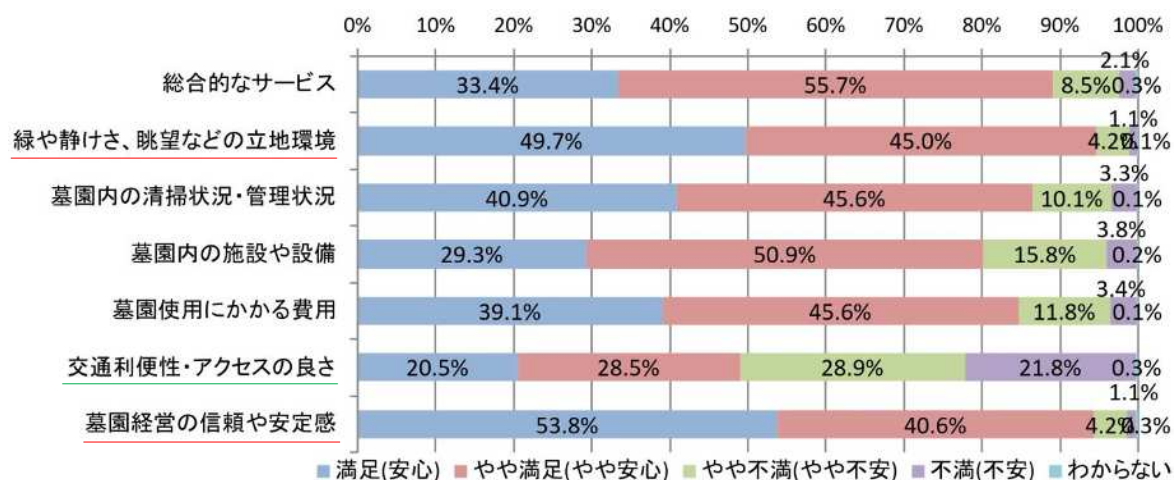
問9 神戸市立墓園について、現状の評価(満足度)に一番近い番号を選んでください。

- 「墓園経営の信頼や安定感」と「緑や静けさ、眺望などの立地環境」の評価が高く、どちらも約半数の人が満足している。
 ○「交通利便性が良い」の評価が低く、約半数の人が不満に感じている。

神戸市立墓園の現状の評価(満足度)について、「満足(安心)」の割合が最も高いのは「墓園経営の信頼や安定感」、2位は「緑や静けさ、眺望などの立地環境」となっており、どちらも約半数となっています。

一方で、「あまり該当しない」「まったく該当しない」の割合が最も高いのは「交通利便性が良い」であり、「あまり該当しない」と「まったく該当しない」の合算が約半数となっています。

【総数】



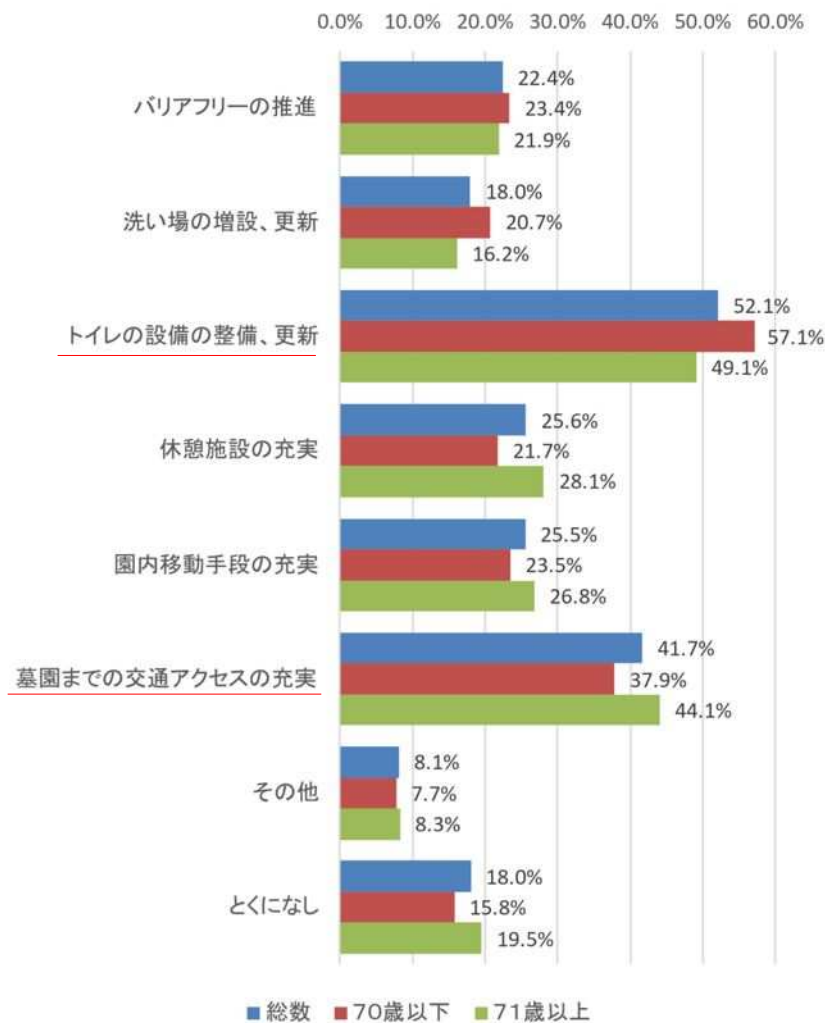
| | 総数 | 満足(安心) | | やや満足(やや安心) | | やや不満(やや不安) | | 不満(不安) | | わからない | |
|-----------------|-------|--------|-------|------------|-------|------------|-------|--------|-------|-------|------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 総合的なサービス | 2,250 | 751 | 33.4% | 1,254 | 55.7% | 191 | 8.5% | 47 | 2.1% | 7 | 0.3% |
| 緑や静けさ、眺望などの立地環境 | 2,422 | 1,204 | 49.7% | 1,089 | 45.0% | 101 | 4.2% | 26 | 1.1% | 2 | 0.1% |
| 墓園内の清掃状況・管理状況 | 2,460 | 1,005 | 40.9% | 1,122 | 45.6% | 249 | 10.1% | 81 | 3.3% | 3 | 0.1% |
| 墓園内の施設や設備 | 2,383 | 699 | 29.3% | 1,212 | 50.9% | 376 | 15.8% | 91 | 3.8% | 5 | 0.2% |
| 墓園使用にかかる費用 | 2,440 | 953 | 39.1% | 1,113 | 45.6% | 287 | 11.8% | 84 | 3.4% | 3 | 0.1% |
| 交通利便性・アクセスの良さ | 2,463 | 505 | 20.5% | 701 | 28.5% | 712 | 28.9% | 537 | 21.8% | 8 | 0.3% |
| 墓園経営の信頼や安定感 | 2,401 | 1,291 | 53.8% | 974 | 40.6% | 102 | 4.2% | 26 | 1.1% | 8 | 0.3% |

問 10 神戸市立墓園における設備・環境面での課題等がありますか。〈○印はいくつでも〉

○「**トイレの設備の整備、更新**」は半数以上、「**墓園までの交通アクセスの充実**」は4割以上の利用者にとって課題となっている。

設備・環境面での課題として割合が最も高いのは「トイレの設備の整備、更新」であり、「墓園までの交通アクセスの充実」が続きます。

年齢別にみると、71歳以上は「休憩施設の充実」「園内移動手段の充実」「墓園までの交通アクセスの充実」について割合が70歳以下と比べ高くなっています。



| | 総数 | バリアフリーの推進 | | 洗い場の増設、更新 | | トイレの設備の整備、更新 | | 休憩施設の充実 | | 園内移動手段の充実 | | 墓園までの交通アクセスの充実 | | その他 | | とくになし | |
|-------|-------|-----------|-------|-----------|-------|--------------|-------|---------|-------|-----------|-------|----------------|-------|-----|------|-------|-------|
| | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 総数 | 2,648 | 593 | 22.4% | 476 | 18.0% | 1,380 | 52.1% | 679 | 25.6% | 676 | 25.5% | 1,104 | 41.7% | 215 | 8.1% | 477 | 18.0% |
| 70歳以下 | 1,022 | 239 | 23.4% | 212 | 20.7% | 584 | 57.1% | 222 | 21.7% | 240 | 23.5% | 387 | 37.9% | 79 | 7.7% | 161 | 15.8% |
| 71歳以上 | 1,597 | 349 | 21.9% | 258 | 16.2% | 784 | 49.1% | 449 | 28.1% | 428 | 26.8% | 704 | 44.1% | 132 | 8.3% | 312 | 19.5% |

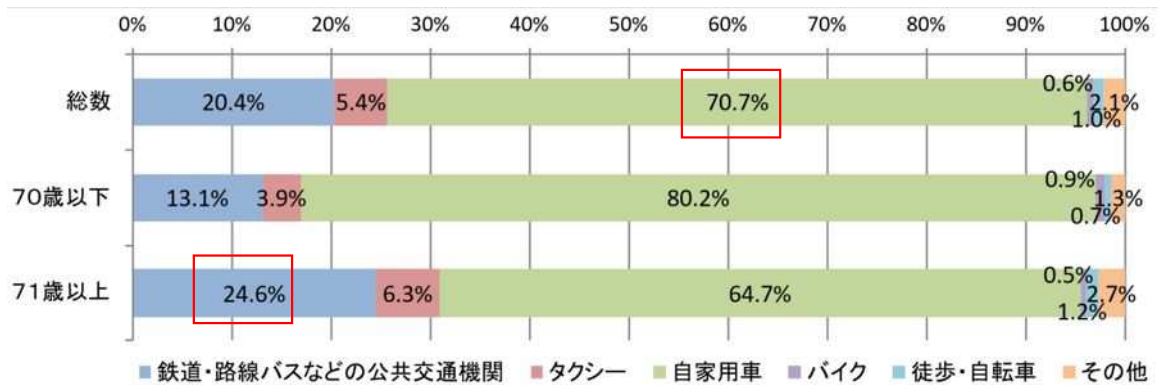
問 11 墓園への交通手段は主に何をしていますか。〈○印は1つ〉

○交通手段として最も使われているのは**自家用車**であり、7割以上を占める。
 ○71歳以上は、それ以外に比べて**公共交通機関やタクシー**を利用する人が多い。

交通手段について割合が最も高いのは「自家用車」であり、7割以上を占めます。

また、「鉄道・路線バスなどの公共交通機関」「タクシー」「自家用車」の合算で95%以上を占めます。

年齢別にみると、70歳以下は71歳以上と比べ「自家用車」の割合が高くなっており、71歳以上は70歳以下と比べ「鉄道・路線バスなどの公共交通機関」および「タクシー」の割合が高くなっています。



| | 総数 | 鉄道・路線バスなどの公共交通機関 | | タクシー | | 自家用車 | | バイク | | 徒歩・自転車 | | その他 | |
|-------|-------|------------------|-------|------|------|-------|-------|-----|------|--------|------|-----|------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 総数 | 2,618 | 528 | 20.4% | 141 | 5.4% | 1,851 | 70.7% | 17 | 0.6% | 26 | 1.0% | 55 | 2.1% |
| 70歳以下 | 1,009 | 132 | 13.1% | 39 | 3.9% | 809 | 80.2% | 9 | 0.9% | 7 | 0.7% | 13 | 1.3% |
| 71歳以上 | 1,579 | 388 | 24.6% | 100 | 6.3% | 1,022 | 64.7% | 8 | 0.5% | 19 | 1.2% | 42 | 2.7% |

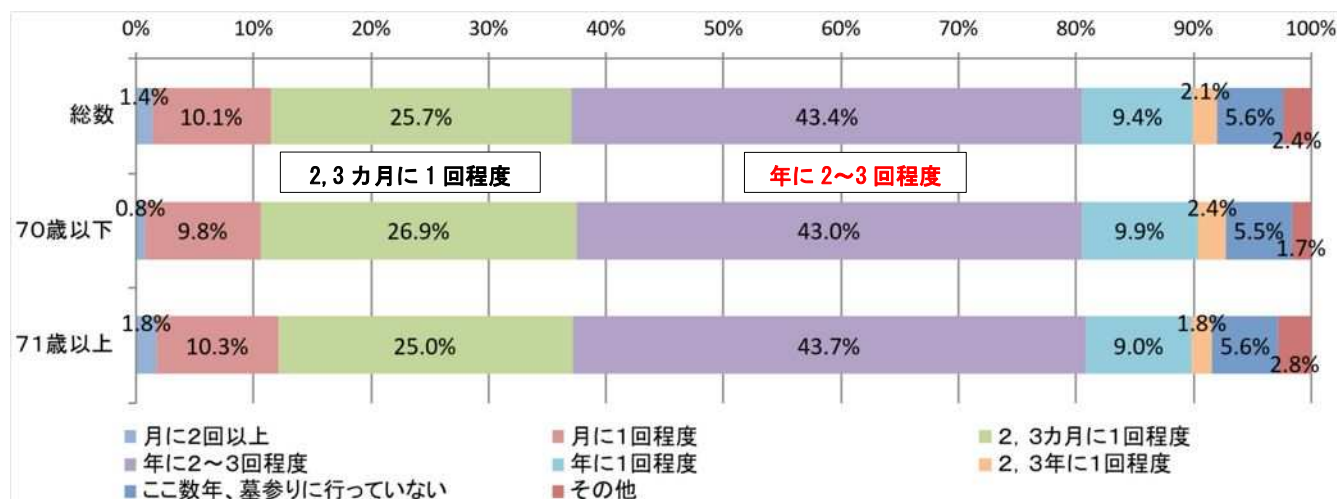
資料 4

問 12 墓参りの頻度について、一番近い番号を選んでください。〈○印は1つ〉

○墓参りの頻度で最も多いのは「年に2～3回程度」であり、約半数を占める。

墓参りの頻度について割合が最も高いのは「年に2～3回程度」であり、約半数を占めます。

年齢別にみると、71歳以上は70歳以下と比べ「月に2回以上」「月に1回程度」の割合が高くなっています。



| | 総数 | 月に2回以上 | 月に1回程度 | 2, 3カ月に1回程度 | 年に2～3回程度 | 年に1回程度 | 2, 3年に1回程度 | ここ数年、墓参りに行っていない | その他 | | | | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|-------------|----------|--------|------------|-----------------|-------|-----|------|----|------|-----|------|----|------|
| 総数 | 2,689 | 37 | 1.4% | 271 | 10.1% | 690 | 25.7% | 1,168 | 43.4% | 253 | 9.4% | 56 | 2.1% | 150 | 5.6% | 64 | 2.4% |
| 70歳以下 | 1,029 | 8 | 0.8% | 101 | 9.8% | 277 | 26.9% | 442 | 43.0% | 102 | 9.9% | 25 | 2.4% | 57 | 5.5% | 17 | 1.7% |
| 71歳以上 | 1,630 | 29 | 1.8% | 168 | 10.3% | 408 | 25.0% | 713 | 43.7% | 146 | 9.0% | 29 | 1.8% | 92 | 5.6% | 45 | 2.8% |

3.今後の墓園利用の見通し

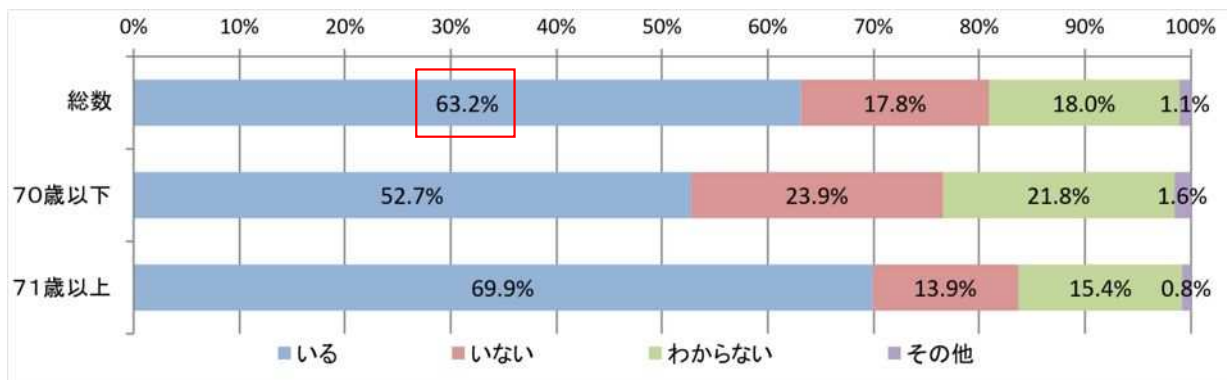
問 13 あなたの次に、お墓の承継者はいらっしゃいますか。〈○印は1つ〉

○承継者がいる市立墓園利用者は6割以上を占める。

○71歳以上は**7割以上**に承継者がいる一方で、70歳以下は承継者がいるのは**約半数**という結果になっている。

承継者の有無について割合が最も高いのは「(承継者が) いる」であり、6割以上を占めます。

年齢別にみると、「いる」の割合は71歳以上では7割近くになっています。一方、70歳以下では約半数となっており、70歳以下は71歳以上と比べ「いない」および「わからない」の割合が高くなっています。



| | 総数 | いる | いない | わからない | その他 |
|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
| 総数 | 2,692 | 1,700 | 479 | 484 | 29 |
| 70歳以下 | 1,030 | 543 | 246 | 225 | 16 |
| 71歳以上 | 1,632 | 1,140 | 227 | 252 | 13 |

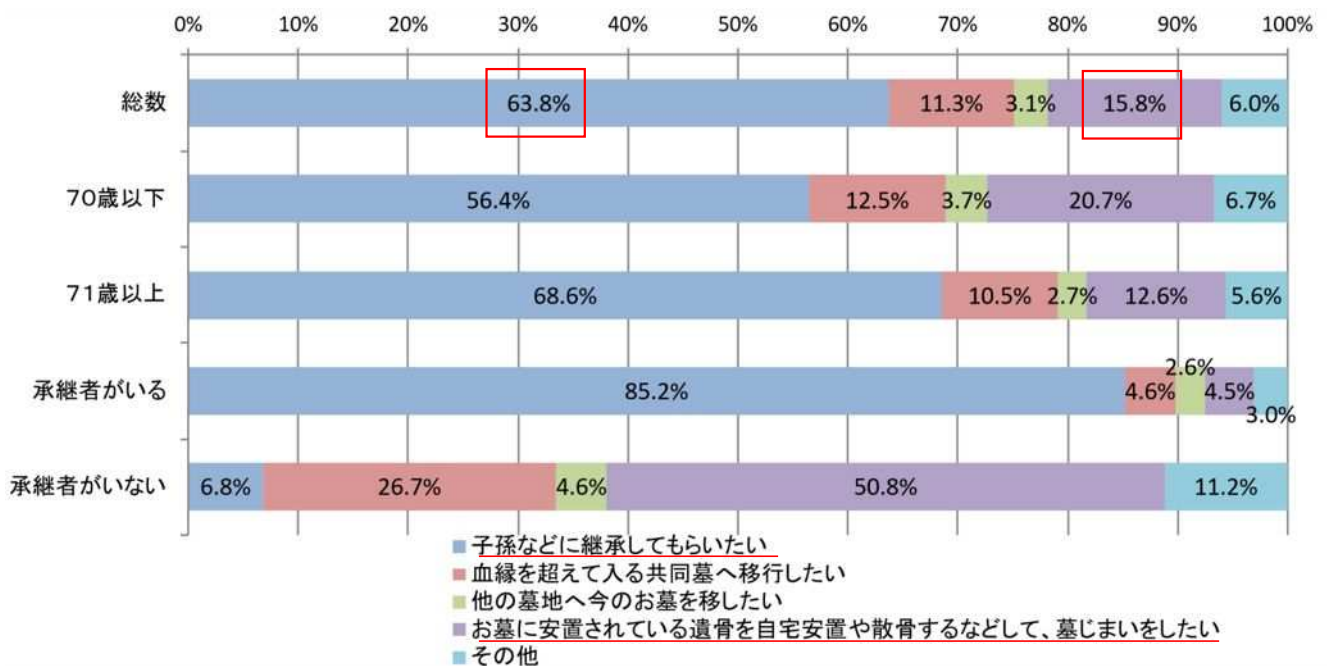
問 14 あなたは、現在利用しているお墓をどうしていこうと考えられていますか。〈○印は1つ〉

- お墓の今後の利用について、**子孫などに継承したい**と考える人は6割以上、**墓じまい**を考える人は約16%である。
- 70歳以下は71歳以上に比べ、**墓じまい**を考える人が多い。
- 承継者のいる人の8割以上が**子孫などに継承したい**と考えている。
- 承継者のいない人の半数以上が**墓じまい**を考えている。

今後のお墓の利用について割合が最も高いのは「子孫などに継承してもらいたい」であり、6割以上を占めます。次に多いのは「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」であり、約16%となっています。

年齢別にみると、70歳以下は71歳以上と比べ「子孫などに継承してもらいたい」の割合が低く「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」の割合が高くなっています。

承継者の有無別にみると、承継者がいる人は「子孫などに継承してもらいたい」が8割以上を占めるのに対し、承継者がいない人は「お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい」の割合が半数以上を占めています。



| | 総数 | 子孫などに継承してもらいたい | 血縁を超えて入る共同墓へ移行したい | 他の墓地へ今のお墓を移したい | お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい | その他 | | | | | |
|---------|-------|----------------|-------------------|----------------|-------------------------------------|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| 総数 | 2,632 | 1,679 | 63.8% | 297 | 11.3% | 82 | 3.1% | 416 | 15.8% | 158 | 6.0% |
| 70歳以下 | 1,021 | 576 | 56.4% | 128 | 12.5% | 38 | 3.7% | 211 | 20.7% | 68 | 6.7% |
| 71歳以上 | 1,583 | 1,086 | 68.6% | 166 | 10.5% | 42 | 2.7% | 200 | 12.6% | 89 | 5.6% |
| 承継者がいる | 1,672 | 1,425 | 85.2% | 77 | 4.6% | 44 | 2.6% | 76 | 4.5% | 50 | 3.0% |
| 承継者がいない | 457 | 31 | 6.8% | 122 | 26.7% | 21 | 4.6% | 232 | 50.8% | 51 | 11.2% |

問 14-a 問 14 で

- ・血縁を超えて入る共同墓へ移行したい
- ・他の墓地へ今のお墓を移したい
- ・お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい

を回答した方にお尋ねします。お墓を移したい、あるいは墓じまいをしたい理由はなんですか。〈○印は3つまで〉

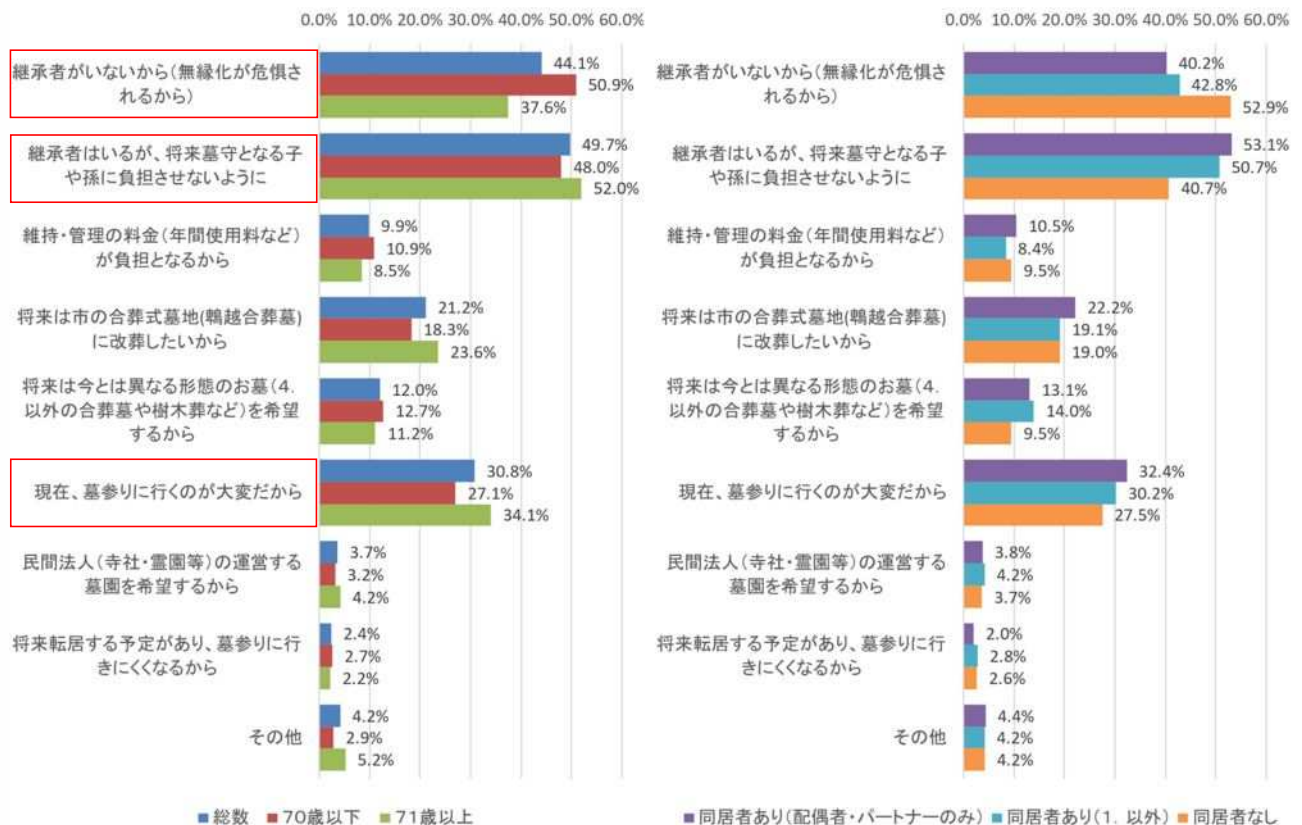
○改葬および墓じまいの理由について、**子や孫に負担させないように**と考える人は半数以上、**継承者がいない**と考える人は4割以上である。

○71 歳以上に比べ、70 歳以下は**現在、墓参りに行くのが大変**と考える人が多い。

改葬および墓じまいの理由について割合が最も高いのは「継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように」であり、半数近くになっています。次に「継承者がいないから（無縁化が危惧されるから）」であり、4 割を上回っています。

年齢別にみると、70 歳以下は 71 歳以上と比べ「継承者がいないから（無縁化が危惧されるから）」の割合が高くなっています。71 歳以上は 70 歳以下と比べ「継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように」や「現在、墓参りに行くのが大変だから」が高くなっています。

同居者の有無からみると、同居者がいる人はいない人と比べて「継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように」の割合が高くなっています。一方、同居者がいない人はいる人と比べて「継承者がいないから（無縁化が危惧されるから）」の割合が高くなっています。



資料 4

| | 継承者がいないから (無縁化が危惧されるから) | | 継承者はいるが、将来墓守となる子や孫に負担させないように | | 維持・管理の料金(年間使用料など)が負担となるから | | 将来は市の合葬式墓地(鶴越合葬墓)に改葬したいから | | 将来は今は異なる形態のお墓(4. 以外の合葬墓や樹木葬など)を希望するから | | 現在、墓参りに行くのが大変だから | | 民間法人(寺社・霊園等)の運営する墓園を希望するから | | 将来転居する予定があり、墓参りに行きにくくなるから | | その他 | | |
|--------------------|----------------------------|-----|------------------------------|-----|---------------------------|----|---------------------------|-----|---------------------------------------|----|------------------|-----|----------------------------|----|---------------------------|----|------|----|------|
| | 総数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 789 | 348 | 44.1% | 392 | 49.7% | 78 | 9.9% | 167 | 21.2% | 95 | 12.0% | 243 | 30.8% | 29 | 3.7% | 19 | 2.4% | 33 | 4.2% |
| 70歳以下 | 377 | 192 | 50.9% | 181 | 48.0% | 41 | 10.9% | 69 | 18.3% | 48 | 12.7% | 102 | 27.1% | 12 | 3.2% | 10 | 2.7% | 11 | 2.9% |
| 71歳以上 | 402 | 151 | 37.6% | 209 | 52.0% | 34 | 8.5% | 95 | 23.6% | 45 | 11.2% | 137 | 34.1% | 17 | 4.2% | 9 | 2.2% | 21 | 5.2% |
| 同居者あり(配偶者・パートナーのみ) | 343 | 138 | 40.2% | 182 | 53.1% | 36 | 10.5% | 76 | 22.2% | 45 | 13.1% | 111 | 32.4% | 13 | 3.8% | 7 | 2.0% | 15 | 4.4% |
| 同居者あり(1. 以外) | 215 | 92 | 42.8% | 109 | 50.7% | 18 | 8.4% | 41 | 19.1% | 30 | 14.0% | 65 | 30.2% | 9 | 4.2% | 6 | 2.8% | 9 | 4.2% |
| 同居者なし | 189 | 100 | 52.9% | 77 | 40.7% | 18 | 9.5% | 36 | 19.0% | 18 | 9.5% | 52 | 27.5% | 7 | 3.7% | 5 | 2.6% | 8 | 4.2% |

問 14-b 問 14 で

- ・血縁を超えて入る共同墓へ移行したい
- ・他の墓地へ今のお墓を移したい
- ・お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい

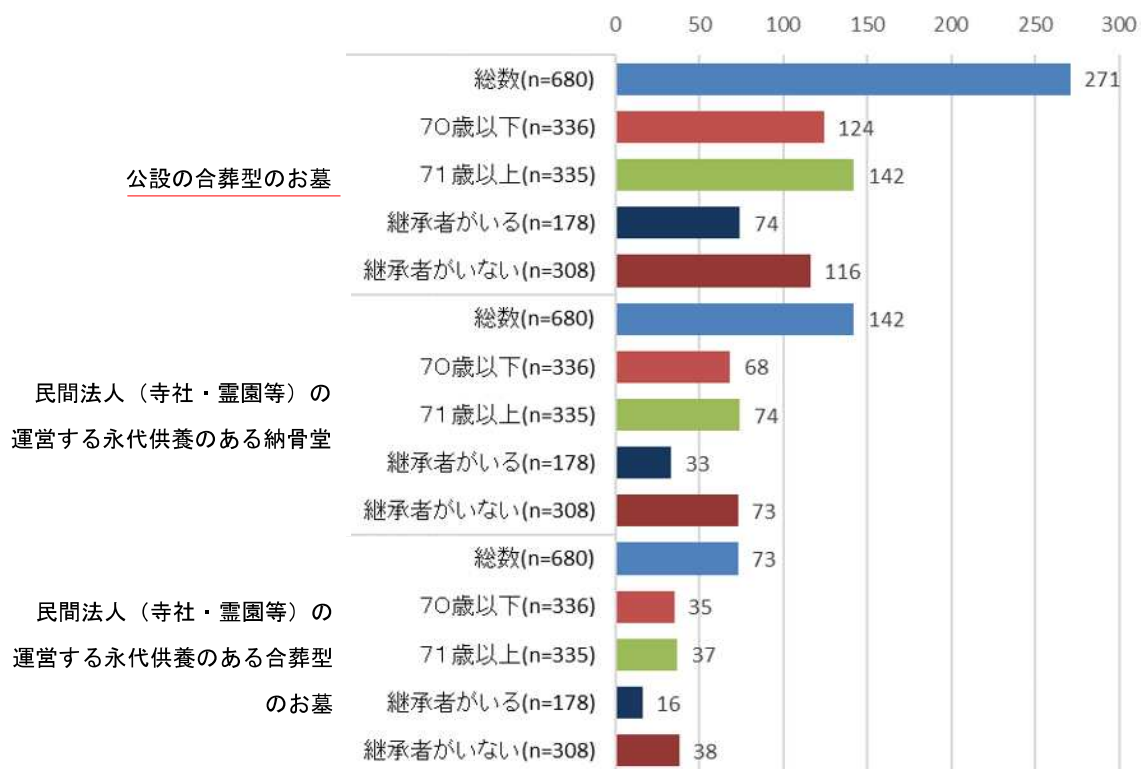
を回答した方にお尋ねします。

もし、お墓を移す、あるいは墓じまいをする場合、どのような形式のお墓(葬送)を選びますか。＜希望する順に下の回答欄に番号を3つ記入してください＞

- 1番目に重視される項目として、「公設の合葬型のお墓」を選ぶ人が最も多い。
 ○2番目に重視される項目として、「樹木葬」を選ぶ人が最も多い。
 ○3番目に重視される項目として、「指定された区域内での散骨・海洋葬」を選ぶ人が最も多い。

【1位】

得票数は「公設の合葬型のお墓」(271票)が最も多くなっています。次いで、「民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある納骨堂」(142票)、「民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある合葬型のお墓」(73票)となっています。

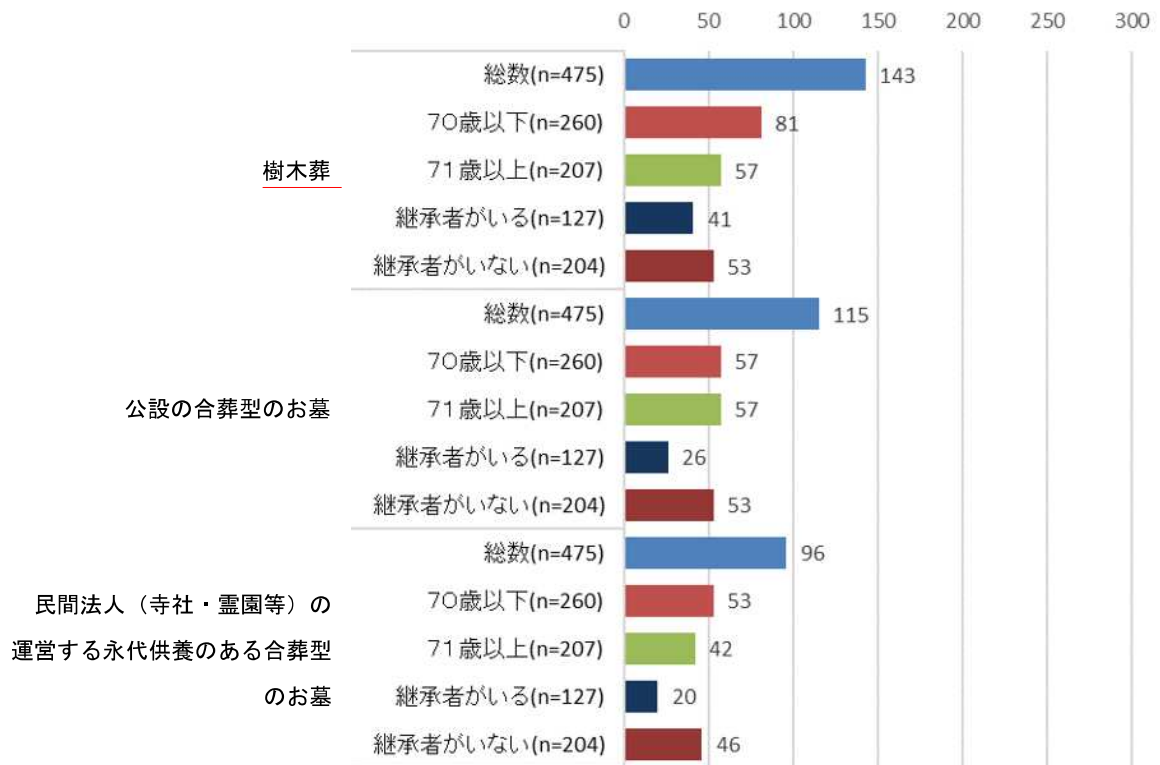


資料 4

| | 総数 | 個々に区画された従来からあるお墓 | 民間法人（寺社・霊園等）の運営する永代供養のある納骨堂 | 民間法人（寺社・霊園等）の運営する永代供養のある合葬型のお墓 | 公設の合葬型のお墓 | 樹木葬 | 指定された区域内での散骨・海洋葬 | 利用期限付きの個別区画のお墓 | その他 |
|---------|-----|------------------|-----------------------------|--------------------------------|-----------|-----|------------------|----------------|-----|
| 総数 | 680 | 29 | 142 | 73 | 271 | 50 | 67 | 23 | 25 |
| 70歳以下 | 336 | 15 | 68 | 35 | 124 | 30 | 40 | 14 | 10 |
| 71歳以上 | 335 | 13 | 74 | 37 | 142 | 20 | 25 | 9 | 15 |
| 継承者がいる | 178 | 19 | 33 | 16 | 74 | 15 | 11 | 3 | 7 |
| 継承者がいない | 308 | 2 | 73 | 38 | 116 | 21 | 32 | 12 | 14 |

【2位】

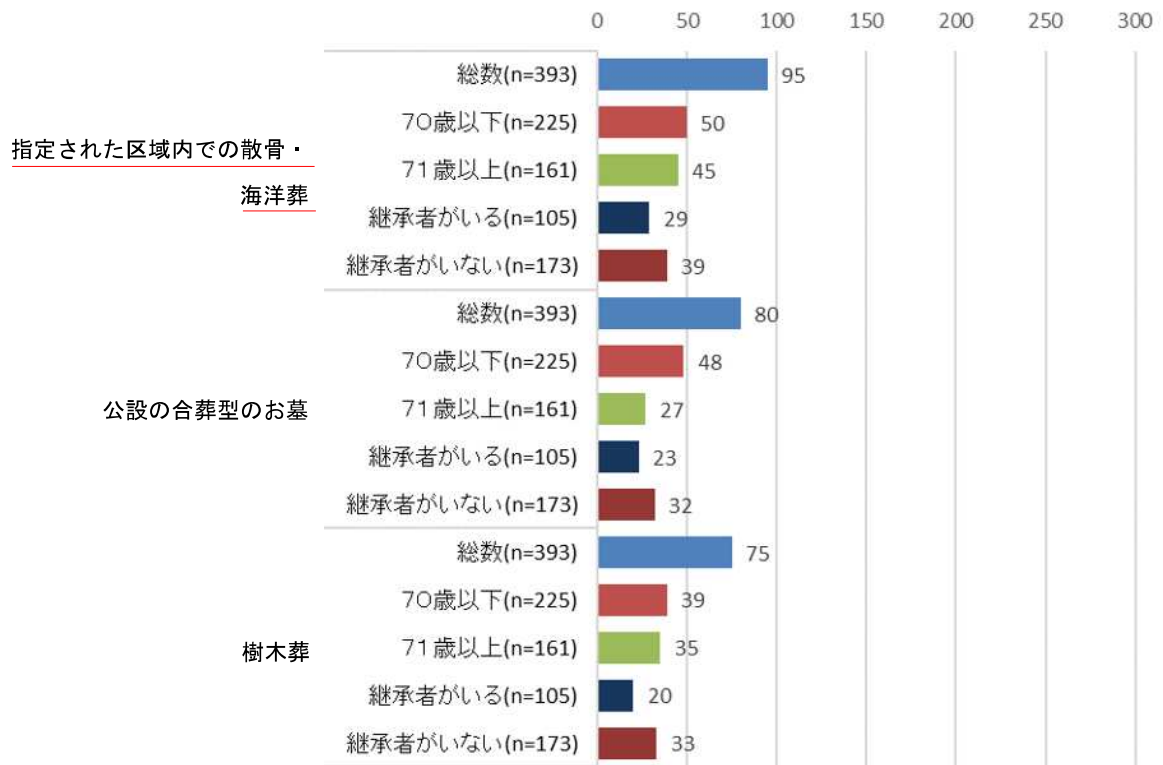
得票数は「樹木葬」(143票)が最も多くなっています。次いで、「公設の合葬型のお墓」(111票)、「民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある合葬型のお墓」(96票)となっています。



| | 総数 | 個々に区分された従来からあるお墓 | 民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある納骨堂 | 民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある合葬型のお墓 | 公設の合葬型のお墓 | 樹木葬 | 指定された区域内での散骨・海洋葬 | 利用期限付きの個別区画のお墓 | その他 |
|---------|-----|------------------|-----------------------------|--------------------------------|-----------|-----|------------------|----------------|-----|
| 総数 | 475 | 6 | 45 | 96 | 115 | 143 | 42 | 23 | 5 |
| 70歳以下 | 260 | 2 | 30 | 53 | 57 | 81 | 24 | 11 | 2 |
| 71歳以上 | 207 | 4 | 14 | 42 | 57 | 57 | 18 | 12 | 3 |
| 継承者がいる | 127 | 2 | 16 | 20 | 26 | 41 | 7 | 12 | 3 |
| 継承者がいない | 204 | 2 | 22 | 46 | 53 | 53 | 20 | 6 | 2 |

【3位】

得票数は「指定された区域内での散骨・海洋葬」(95 票)が最も多くなっています。次いで、「公設の合葬型のお墓」(80 票)、「樹木葬」(75 票)となっています。



| | 総数 | 個々に区分された従来からあるお墓 | 民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある納骨堂 | 民間法人(寺社・霊園等)の運営する永代供養のある合葬型のお墓 | 公設の合葬型のお墓 | 樹木葬 | 指定された区域内での散骨・海洋葬 | 利用期限付きの個別区画のお墓 | その他 |
|---------|-----|------------------|-----------------------------|--------------------------------|-----------|-----|------------------|----------------|-----|
| 総数 | 393 | 11 | 33 | 62 | 80 | 75 | 95 | 35 | 2 |
| 70歳以下 | 225 | 4 | 22 | 41 | 48 | 39 | 50 | 20 | 1 |
| 71歳以上 | 161 | 7 | 11 | 21 | 27 | 35 | 45 | 15 | 0 |
| 継承者がいる | 105 | 3 | 6 | 17 | 23 | 20 | 29 | 7 | 0 |
| 継承者がいない | 173 | 6 | 17 | 29 | 32 | 33 | 39 | 15 | 2 |

問 14-c 問 14 で

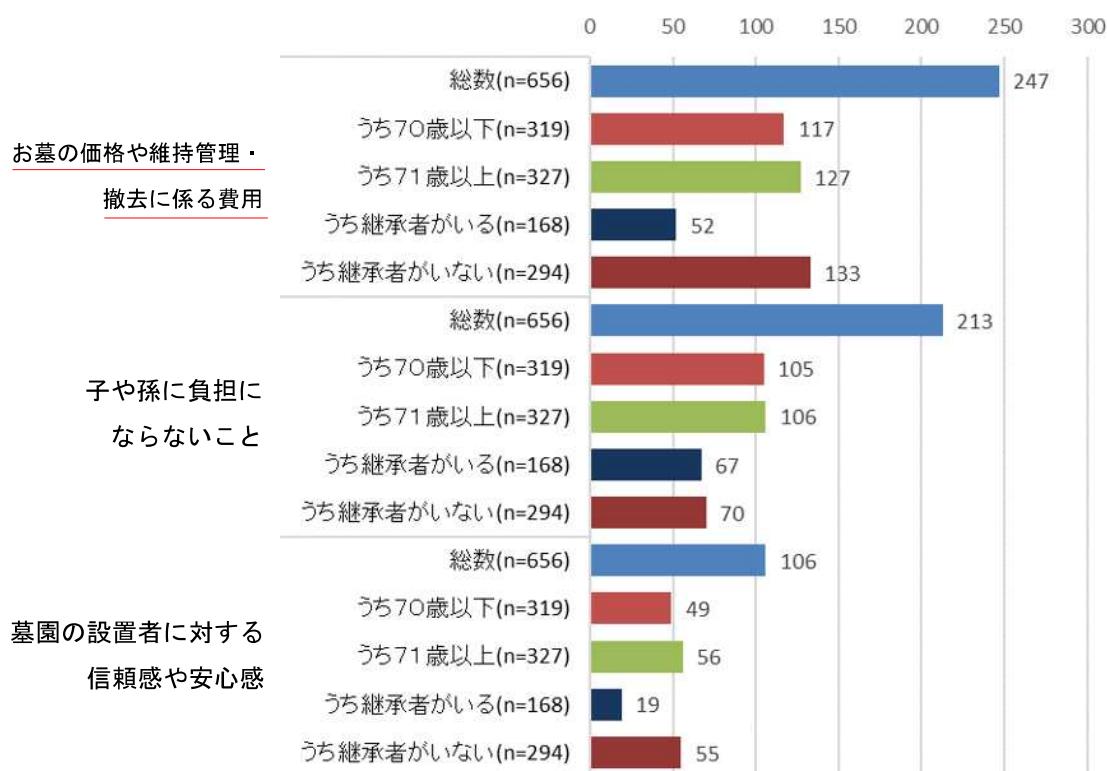
- ・血縁を超えて入る共同墓へ移行したい
- ・他の墓地へ今のお墓を移したい
- ・お墓に安置されている遺骨を自宅安置や散骨するなどして、墓じまいをしたい

を回答した方にお尋ねします。もし、お墓を移す、あるいは墓じまいをする場合、重視することは何ですか。＜重視する順に下の回答欄に番号を3つ記入してください＞

- 1番目に重視される項目として、「お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用」を選ぶ人が最も多い。
- 2番目に重視される項目として、「交通の便」を選ぶ人が最も多い。
- 3番目に重視される項目として、「子や孫に負担にならないこと」を選ぶ人が最も多い。

【1位】

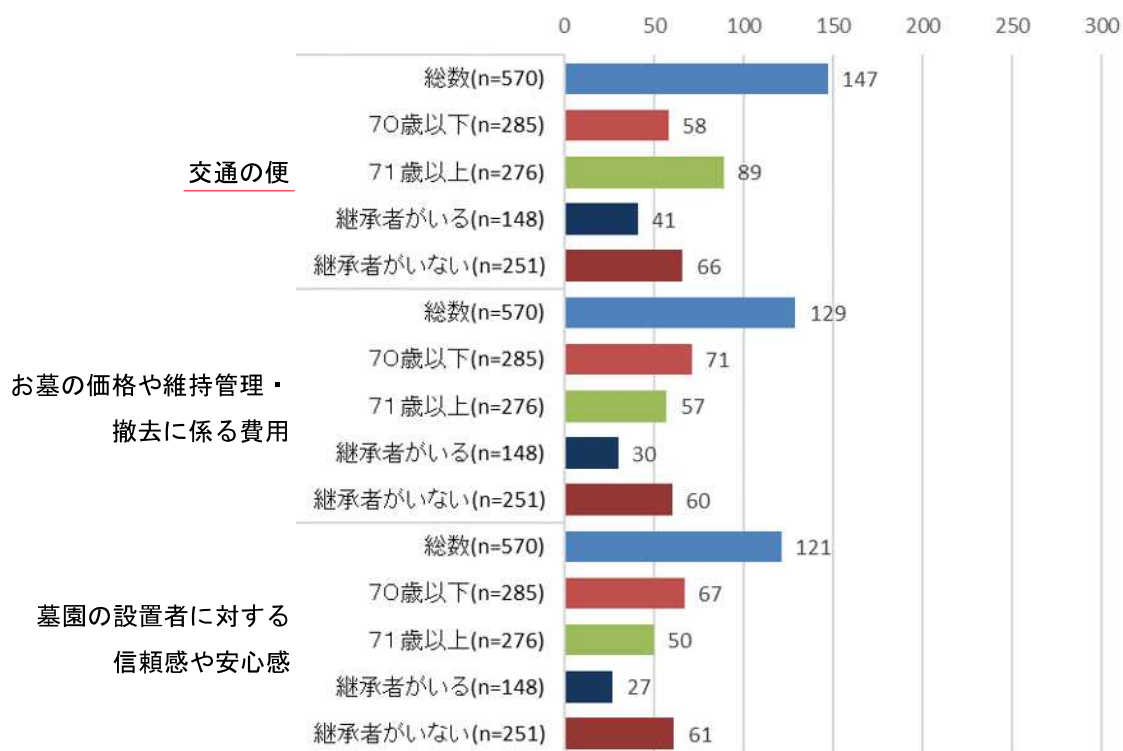
得票数は「お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用」(247 票)が最も多くなっています。次いで、「子や孫に負担にならないこと」(213 票)、「墓園の設置者に対する信頼感や安心感」(106 票)となっています。



| | 総数 | お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用 | 墓園の設置者に対する信頼感や安心感 | 交通の便 | 宗教的理 由(宗旨宗 派) | 墓園の雰 囲気や周 辺環境 | 子や孫に 負担にな らないこ と | その他 |
|---------|-----|--------------------|-------------------|------|---------------------|---------------------|---------------------------|-----|
| 総数 | 656 | 247 | 106 | 58 | 13 | 12 | 213 | 7 |
| 70歳以下 | 319 | 117 | 49 | 31 | 7 | 5 | 105 | 5 |
| 71歳以上 | 327 | 127 | 56 | 24 | 5 | 7 | 106 | 2 |
| 継承者がいる | 168 | 52 | 19 | 25 | 3 | 2 | 67 | 0 |
| 継承者がいない | 294 | 133 | 55 | 18 | 9 | 6 | 70 | 3 |

【2位】

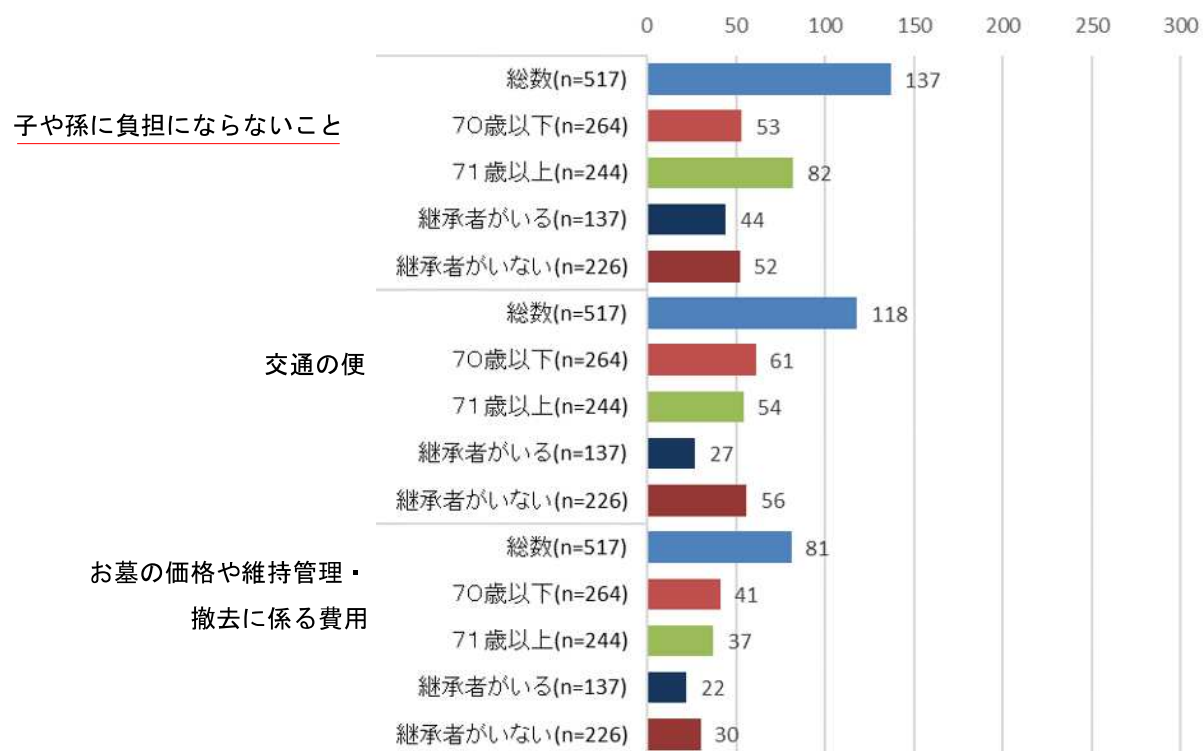
得票数は「交通の便」(147 票)が最も多くなっています。次いで、「お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用」(129 票)、「墓園の設置者に対する信頼感や安心感」(121 票)となっています。



| | 総数 | お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用 | 墓園の設置者に対する信頼感や安心感 | 交通の便 | 宗教的理由(宗旨宗派) | 墓園の雰囲気や周辺環境 | 子や孫に負担にならないこと | その他 |
|---------|-----|--------------------|-------------------|------|-------------|-------------|---------------|-----|
| 総数 | 570 | 129 | 121 | 147 | 14 | 49 | 107 | 3 |
| 70歳以下 | 285 | 71 | 67 | 58 | 6 | 24 | 57 | 2 |
| 71歳以上 | 276 | 57 | 50 | 89 | 8 | 23 | 48 | 1 |
| 継承者がいる | 148 | 30 | 27 | 41 | 5 | 15 | 30 | 0 |
| 継承者がいない | 251 | 60 | 61 | 66 | 8 | 18 | 35 | 3 |

【3位】

得票数は「子や孫に負担にならないこと」(137票)が最も多く、次いで、「交通の便」(118票)、「お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用」(81票)となっています。



| | 総数 | お墓の価格や維持管理・撤去に係る費用 | 墓園の設置者に対する信頼感や安心感 | 交通の便 | 宗教的理由(宗旨宗派) | 墓園の雰囲気や周辺環境 | 子や孫に負担にならないこと | その他 |
|---------|-----|--------------------|-------------------|------|-------------|-------------|---------------|-----|
| 総数 | 517 | 81 | 79 | 118 | 12 | 80 | 137 | 10 |
| 70歳以下 | 264 | 41 | 49 | 61 | 6 | 48 | 53 | 6 |
| 71歳以上 | 244 | 37 | 30 | 54 | 5 | 32 | 82 | 4 |
| 継承者がいる | 137 | 22 | 26 | 27 | 1 | 17 | 44 | 0 |
| 継承者がいない | 226 | 30 | 33 | 56 | 7 | 42 | 52 | 6 |

②市立墓園利用者と民間墓地利用者の意向比較(ネットモニターアンケート調査)

【お墓の維持について】

- 神戸市立墓園利用者について、**お墓の維持の意向がある**人が3分の1以上で最多。
- 民間墓園利用者について、現時点で**明確に決めていない**人が4割以上で最多。
- 墓じまい**を検討している割合は、神戸市立墓園利用者の方が民間墓園利用者よりも 5.3 ポイント多い。

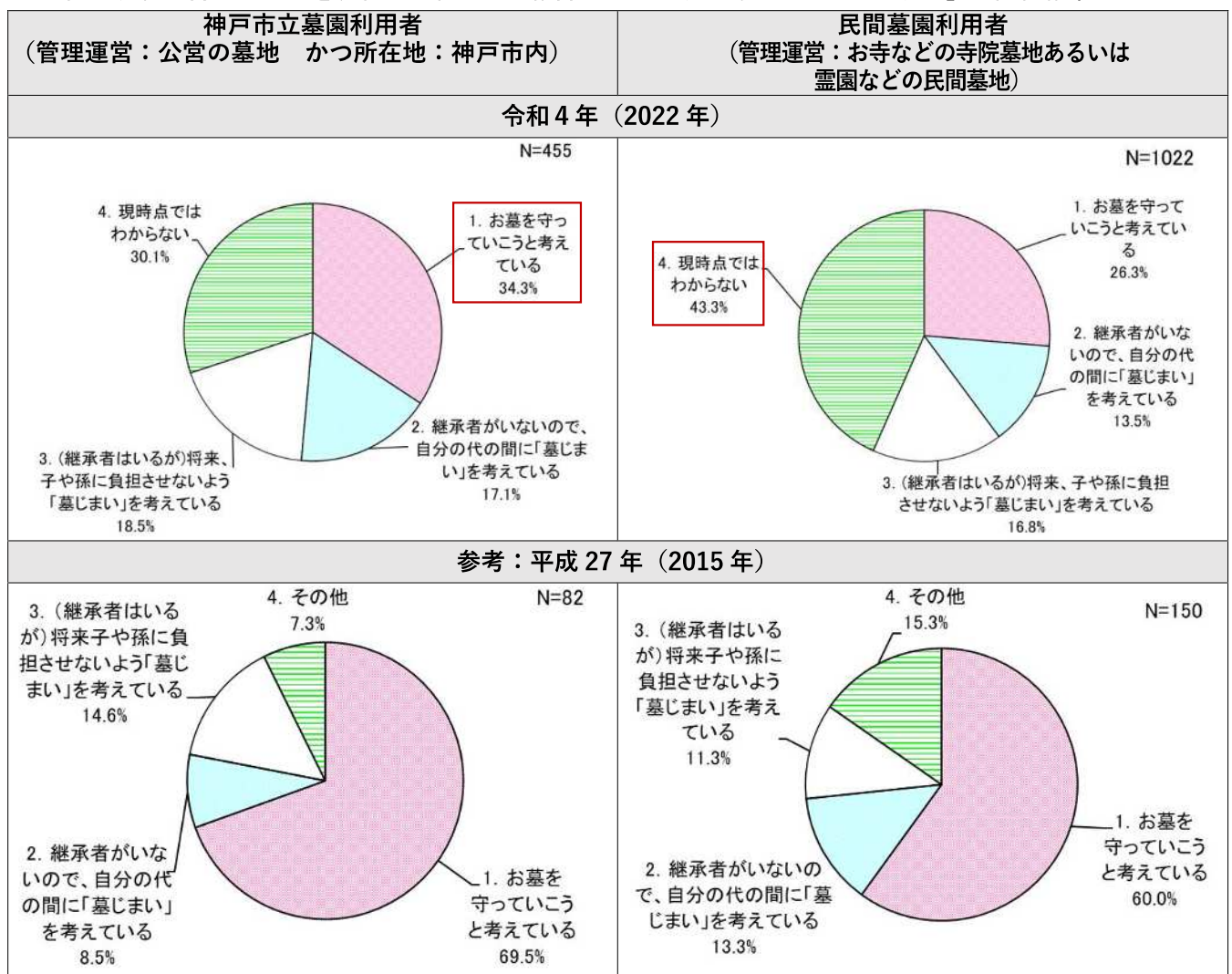
お墓の維持・継承については、神戸市立墓園利用者は「1. お墓を守っていこうと考えている」が最多であり、回答者の3分の1以上を占めています。また、「4. 現時点ではわからない」が2番目に多くなっています。

民間墓園利用者については、「4. 現時点ではわからない」が最多であり、回答者4割以上を占めています。また、「1. お墓を守っていこうと考えている」が2番目に多くなっています。

「2. 継承者がいないので、自分の代の中に『墓じまい』を考えている」と「3. (継承者はいるが) 将来子や孫に負担させないよう『墓じまい』を考えている」の合計は神戸市立墓園利用者が 35.6%、民間墓園利用者が 30.3%となっています。

ネットモニターアンケート

「問：現在お持ちのお墓を、将来にわたって維持していこうと考えられていますか」の回答結果



【希望する墓地の形態について】

- 神戸市立墓園利用者について、**一般墓**を希望する人が最も多い。
- 民間墓園利用者について、**納骨堂**を希望する人が最も多い。
- 神戸市立墓園利用者と民間墓園利用者で、**合葬墓**を希望する人の割合はあまり変わらず、いずれも3割程度を占める。

希望する墓地の形態について、神戸市立墓園利用者は、「1. 個々に区画された従来からあるお墓」が最多となっており、回答者の3分の1以上を占めています。

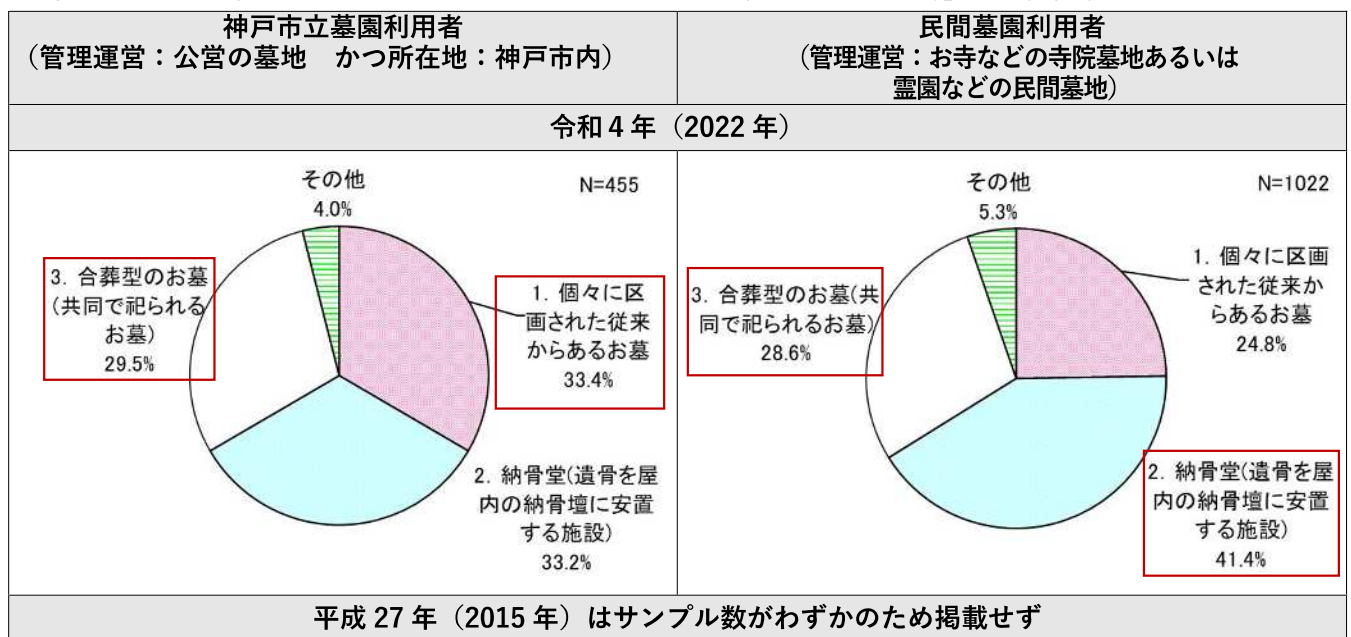
民間墓園利用者は、「2. 納骨堂(遺骨を屋内の納骨壇に安置する施設)」が最多であり、回答者の半割以上を占めています。

両者で最も差が見られた項目は「1. 個々に区画された従来からあるお墓」であり、神戸市立墓園利用者が 8.6 ポイント高くなっています。一方最も差が見られなかった項目は「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」となっています。

ネットモニターアンケート

「問：(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、どのような形式の墓地を取得したいですか。」の回答結果



【墓地を取得する際に重視すること】

- 神戸市立墓園利用者と民間墓地利用者ともに、**維持管理に係る費用**を挙げる人が最も多い。
- 交通の便**を挙げる人は、神戸市立墓園利用者に多い。

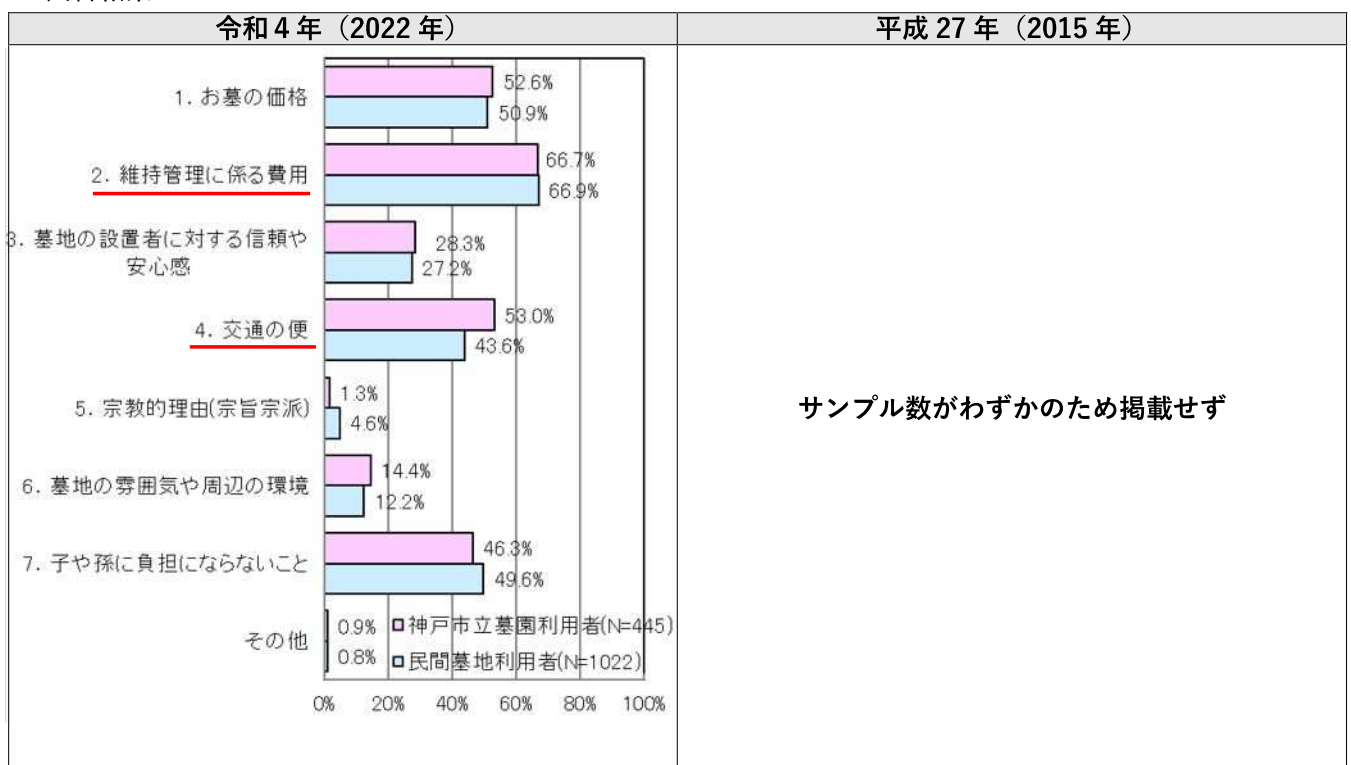
令和4年において、墓地を取得する際重視することとしては、「維持管理にかかる費用」を挙げる人が神戸市立墓園利用者と民間墓地利用者ともに高くなっています。両者の割合はほぼ変わらず、回答者の3分の2を占めています。

両者で最も差が見られた項目は「交通の便」となっており、神戸市立墓園利用者の方が割合が高くなっています。

ネットモニターアンケート

「問：(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、取得する際に重視することは何ですか。」(主なもの3つまで選択)の回答結果



③他都市の取組状況

【制度やサービス】

| 項目 | 事例 | 詳細 |
|---------------------|--|---|
| 無縁墓の改葬、再募集 | 川崎市、横浜市など | 無縁化したと判断される墓地などを含む未使用区画を合葬墓へ改葬するとともに、墓石を速やかに撤去し、再募集を行う。 |
| 有期限化の導入 | 横浜市（日野公園墓地壁面式納骨施設）、相模原市（峰山霊園墓石付芝生墓所）など | 利用期限（10年）の満了後に使用者の意思確認を行い、更新を希望されない場合は使用者が改葬あるいは遺骨引き取りを行う。 使用者の意思確認の手続きが必要であることが課題である。 |
| お墓参りサービス・墓地清掃管理サービス | 天草市、琴浦町など | 社会協議会等により、お墓の清掃や供花を代行するサービスが行われている。 |

【墓地整備】

| 項目 | 事例 | 詳細 |
|--------------------------|--|--|
| 合葬墓 (慰霊碑型) | さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、相模原市、大阪市、岡山市など | 政令指定都市を中心に、多くの都市で導入されている。 収蔵可能数は施設規模に関係し、1,000体～2万體以上と幅広い。 直接合葬可能なものと、20年後や30年後など期間を決めて合葬するものがある。 |
| | 広島市（高天原墓園市民合葬墓） | 生前申し込みを受け付けない代わりに親族以外からの申込みができる運用としている。（収容可能数：10,000（体）） |
| 樹木葬 (自然葬墓地) | 横浜市（メモリアルグリーン樹木型納骨施設） | シンボルツリーの周りの芝で覆われたマウンド状の区画に、骨壺を直接埋蔵する方式である。（収容可能数：3,000（体）） |
| | 東京都（小平霊園樹林型合葬埋蔵施設） | 焼骨を粉状にすると使用料が3分の1（43,000円）に減額される。（収容可能数：10,700（体）） |
| | 新潟市（太夫浜墓園樹木葬墓地） | 樹木葬は直接合葬の方式が多いが、個別埋蔵区画も備える。（収容可能数：2,300（体）） |
| | 京都市（深草墓園樹木型納骨施設） | 通常の墓地としては整備が困難な丘陵地において整備を行っている。（収容可能数：30,000（体）） |
| 合葬墓移行型 有期限墓所 (芝生墓) | 相模原市（峰山霊園）・ 北海道東神楽町（大雪霊園） (写真は大雪霊園)  | 区画全体を芝で覆い、その上に小さな墓石を設置することで、景観を保つ。 「合葬墓移行型有期限墓所」を採用し、使用期限（峰山霊園は10年、大雪霊園は20年、30年、40年の中から選択、いずれも延長可能）の終了後は遺骨を合葬墓に改葬し、墓石も撤去する。 |
| 利用期限付き (立体式墓地) | 東京都立青山霊園・ 谷中霊園  | 一区画に3体まで焼骨を埋蔵可能、20年間は地上にあるカロートに骨壺の状態収蔵し、その後遺骨を骨壺から出して、施設内にある地下カロートに共同埋葬（合葬）する。 個別埋葬の期間中は改葬も可能である。 （収容可能数：600（体/基）） |
| 個別集合墓 | 仙台市いずみ墓園  | 小山型（30センチメートル四方）のお墓の土中に個人専用のカロートを設置した集合墓所である。埋蔵場所が分かれているため、改葬が可能である。 墓所内への立入はできず、指定の献花台・焼香台で参拝する。（収容可能数：880（体）） |

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔平成25年3月27日〕
市長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の視聴)

第13条 インターネットを通じて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議を行う場合における会議の視聴については、第2条から第12条までの規定を準用する。この場合、「傍聴」とあるものは「視聴」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1回 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 議事要旨

- 1 日時 令和4年12月27日(火)15時30分～17時20分
- 2 場所 神戸市役所1号館14階AV1会議室
- 3 議題 (1) 墓地に対する意識の変化
(2) 墓地に対するニーズの変化
(3) 市立墓園の現状と利用傾向

【議事要旨】

(1) 市長挨拶

○市長

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議の開催をさせていただいたところ、委員の先生方には大変お忙しいところお引き受けいただき、また、明日は御用納めという非常にあわただしい日にご出席いただき心から感謝申し上げます。

この会議を開催した趣旨について、墓園は行政だけではなく民間事業者や宗教団体からも提供されているが、神戸市として墓園のあり方をしっかりと考えていかななくてはならない。

墓園の利用の形態、利用のされ方、傾向が大きく変わっている。

何年か前に鶴越墓園に合葬墓を開設し、非常に多くの応募があり、それ以外にも利用形態に関する様々な変化が見られ、その変化の背後に何があるのかについて、神戸市の墓園のあり方を考える際に目を向ける必要があると考え当会を開催した。

行政サービスの中で墓園とは特殊なものではないかと日ごろから感じている。

道路・橋・市営住宅・公園などほとんどの行政サービスには受け取る市民の皆様に対し具体的な受益があるが、墓園の利用については、人生の終焉を迎え埋葬されたことは申し込んだ本人にはわからず、また参拝をされる方は亡くなった方に向き合い霊を弔うということ以外、目に見える受益がない。

これらを考えたときに、墓園のあり方を考える際には利用者の気持ちがどのようなものなのか、そして気持ちの変化が生じているとしたら、その背後にある家族観、死生観、祖先を祀る意識というものがどのように変化したのかということについて、しっかりと議論する必要があるのではないかと考えたのが今回の趣旨である。

また、これは少なくとも行政の場においては今まであまり議論されてこなかった分野ではないかと感じている。

神戸市は古くから墓園の経営を行っており、現在も墓園の管理は重要な行政分野である。

今後、時代が変化していくなかで、最適な墓園の整備と管理運営を行いたいと考えているため、そのような私どもの意を汲んでいただき、専門の先生方から忌憚のないご意見をいただき、方向性をお示しいただければ大変ありがたい。

(2) 座長の指名

○事務局

(事務局より座長の指名)

●座長

大変難しい会議であると実感している。

自身が墓園の研究を始めて 40 年ほどになる。最近の特徴的な傾向として直葬の増加が挙げられる。研究を始めたころに初めて直葬について東京で聞いて驚いた。

平成から令和に移り、多磨霊園ができて 100 年を迎えるが、様々な社会的変化が起こっている。

これまで死にゆく人が自ら考えずともその地域や家の慣習によって葬送は実行されてきた。ところが、現在は自身の死んだあとを考えないと死ねないということを申し上げており、これを「自分の死後設計」と名付けている。過去志向から未来志向、個人化の方向に向かっている現状がある。

今回の議論は死生観を含めるとのことだが、宗教や個人の問題も関わってくる。

大きな流れの中でどのように議論するのか難しく思うが、本日も参画の有識者から忌憚のないご意見を様々に頂戴しながら、死の前後を含めて幅広く議論したいと考えている。

それでは議事次第に従って、事務局から説明をお願いします。

(3) 会議の趣旨、資料説明

○事務局

(事務局より資料 4~5 について説明)

(4) 意見交換

●委員

前提として、資料 5 は最終の報告書に入るものか、それとも単に本日の議論のために示されたものか確認したい。

○事務局

議論の前提になるものとして提示している。

●委員

資料5の(1)墓地に対する意識の変化で示していただいたが、墓地に対する意識の変化とは何を言いたいのか。

○事務局

家族の意識や墓園に対する意識、死生観などを含めていろいろなことが変化するなかで、墓地に対するニーズも変化していく。

神戸市の動向として、合葬墓の人気の高い、無縁墓地が増えている、墓じまいをしようとする人が増えているなど、様々な事がある。

それに対して行政としてどのように取組んでいくべきか考える必要があるが、行政として把握できているデータはこの程度となっており、何となくであるがまだ不十分だと我々も理解している。

専門の先生方から課題や必要なこと、こういう観点が抜け落ちているのではないか、などをご教示・ご議論いただきたい。

●委員

墓地に対する意識の変化と家族のかたちの関係性の要因として、1つは核家族化が挙げられると思う。

家族が誰かというのが大きく変わってきている。多くの人のイメージは家族とは一緒に住んでいる人だと思うが、50年前までは高齢者の半分以上は多世帯同居であり、孫も同居家族だった。現在、孫は同居家族ではない。家族観について考えるうえで、同居家族が誰かという顔ぶれが変わったことは重要ではないか。

墓園にあてはめると、誰にむかって手を合わせるのか、墓に手を合わせるときはお父さん・お母さんなど特定の誰かにむけて手を合わせている。一緒に暮らしていない祖父母に孫はいつまで手を合わせ続けるのかということがこれからの課題ではないか。

もう1つ、平均寿命についてデータが提示されているが、死亡年齢も重要である。全国では昨年90歳以上で亡くなった女性が4割を超えている。死亡年齢が高齢化すると死者が早く忘れられる。

その人の事を知っている人がいないため、90歳で亡くなった方の33回忌はない。この20年間で死亡年齢が高齢化したことが、墓が無縁化するスピードが加速したことに繋が

っている。

●委員

3つ述べたい。まず1つは、政令市相互での大都市公営葬務事業協議会が毎年開催されており、神戸市も参加し神戸市の問題について他の政令市でどう対応されているかという情報交換を行っているはずである。

昨年、一昨年は書面での開催であったにせよ、政令指定都市間での情報交換がある実績を持っているはずである。

○事務局

政令指定都市の会議は毎年行われており、情報交換を行っている。その場では家族観や死生観というデータというよりは市個別に抱えている無縁墓の状況や他の都市での対策といった実務的な情報交換が割と多いかと理解している。

●委員

政令市同士で情報交換を行ってきた実績をこの会議において参考になり得る情報を可能な形で提出していただきたい。

2点目は、お墓について考えるときに高齢化と少子化の話が枕詞のようによく出る。しかし、人口動態においての基本に立ち返ると、高齢化社会は1970年には始まっている。少子化問題についても1970年から2.07の人口置換水準を割り込む。これらの傾向は50年近く続いていた。であるにもかかわらず、俄かに今日に至っても高齢化と少子化で我が国のお墓がどうにかなりそうだという議論が澎湃(ほうはい)と沸き上がり、注目がなされるようになったのは何故か？この50年間我々は何を考えていたのかと思う。

高齢化と少子化はひびきのよい切り口のように思えるが、50年前から起こっていた課題をなぜ今日議論する必要があるのか、問題提起を行ったほうがよいのではないか。

3点目は資料5の墓地需要推計について先程の説明になかったので尋ねたい。大阪府方式について通常の計算と別に定着指向率についてトレンド変化(加味)を加味したとあるが、トレンド変化とはどういうことか。またどういった根拠で数字合わせをしたのか、説明をいただきたい。

○事務局

設問に関して、定着志向率等に用いた係数はアンケート結果を基としており、前回調査と今回調査で同じ設問を設けているため、時点変化の予測ができると考えた。

二つの時点の実績値をもとに対数関数の近似式を導出し、7年毎の時点での段階を踏んで推計値を算出した。確立された手法ではないと認識しており、この資料の中でも「参考」として書かせていただいた。学術的に確立された手法ではないことは承知しているが、係数については今後、傾向の変化がみられるのではないかとすることを想定し、このような手法を用いてお示しさせていただいた。

●委員

2015年と2022年は過去の意識調査から確定値を採用しており、この7年間で具体的な変化があったという認識でよろしいか。

○事務局

そのとおり。

●委員

理解した。

そのご説明を踏まえて申し上げれば、先ほど述べたように、ここで議論がなされる際には、漠然とした「高齢社会や少子化の影響」という様な抽象的な表現に置き換えた議論ではなく、統計やデータに依拠した明確な議論を重ねるべきだと考える。

たとえば需要推計において注目すべきは、2030年～2035年において、死亡者数をベースとする大阪府方式では死亡者数が増加するため増え続ける一方、世帯数の増加を前提とした森岡方式についてトレンド加味結果について無視すると、2030年～2035年あたりで大阪方式と森岡方式の逆転が生じる。

2020年からの数字しか提示されていないが、これ以前の数字であれば森岡方式の結果が大阪府方式の結果の2倍～3倍の数字で出ておかしくない。それが、委員のご指摘にもあったように世帯員数が減少していく、見送る人がいなくなる、かたや死んでいく人は増えていくという傾向の中で、看取られないで死んでいく人が問題として顕在化するの神戸市ではいつ頃かについて、2030～2040年付近から逆転現象が生じてくるという線の引き方ができる。

●委員

家族観や死生観についてお話しする。

1点目として、先程の複数の委員が述べられた変化について、資料5の墓地需要推計に関して、個人か世帯かという話があったが、現在は世帯から考えるのが難しくなっている。

寿命が延び、長く生きられるようになったことで、子孫と同居しないという傾向から、必ずしも世帯とお墓が関係しなくなっている。世帯の変化より、子供や孫の有無が継承にとって大事ではないか。

2点目として、17 ページのお墓の維持についてのアンケート結果は非常に大きな転換で、ここ数年で起きている新しい傾向を表している。長らく少子高齢化と言われているのに、何故ここ数年の間にこのような大きな変化が起こっているのか、人口や家族について説明したい。

要因の1つは兄弟数の長期的な変化が挙げられる。1925 年から団塊の世代までの人達は人口学の中でいわゆる人口ボーナスとされ、特殊な世代となっている。乳幼児死亡率が下がる一方出生率がまだ下がりきっていないことで、兄弟が多い世代である。兄弟が多いことは新しい世帯を作ることになり、新しいお墓が必要になるという理由で説明できる。その後はふたりっ子世代に入っていく、マクロでみるとあまりお墓が必要ない世代となる。

2020 年には兄弟の多い世代の人達が 70 歳を超えている。兄弟が多かった世代が減少し、ふたりっ子世代が 70 歳に差し掛かる 2040 年以降、新しいトレンドが表れると予想できる。お墓を準備するのは死亡よりも前になるため、ちょうど今新しい傾向があるとアンケート結果からわかる。

2つ目は今回のデータで全く着目されていなかったが、結婚しない人の割合である。団塊の世代は約 98%の人が結婚する世代でもあったが、現在 50 歳の男性は 28%、女性では 17%は一度も結婚したことがない。

墓じまいを考える背景には、自分たちには子供がいるが、孫はどうなるかわからない。という人の増加が関係しているのではないか。少子化や高齢化などの数字に表れているものではなく、高齢者にとっての子供・孫について結婚していない人が 2 割、3 割いるというインパクトが、これから墓をどうしていいかわからないという気持ちに表れているのではないか。

最後に、90 歳以上で亡くなると 33 回忌がないという話は納得できる話だった。同じように核家族が浸透する中で家から仏壇や宗教的な物を飾るものが無くなっている。一番上の世代が仏壇などを持っているので家の中に仏壇が無い子供時代を過ごしていたり、50～60 代で初めて自分がお墓や仏壇の管理をする立場となる事例が増えている。そういった観点からも大きな転換期を迎えているのかと思う。

●委員

親が死んだら、自身が死んだら誰が面倒を見るのかということに向き合わない人が多いのではないか。一人暮らしの高齢者が亡くなったら無縁仏に入れて終わり誰も墓に来る

必要はない、周りの人が手続きをしてくれるという安易な考え方が浸透している。家族の有無にかかわらず自分の個人的な考え方が優先される。

お墓の周辺を観光しながらお墓参りをするということを親の代から孫の代まで見せていくことが有効ではないか。義務として法要を行うことを教えていないから、個人的な考え方が優先される。生活的な事柄、精神的な事柄、財産などについても親から子に伝達ししっかり話し合っておくことが墓の問題についても必要である。データの提示も必要だが実態に目を向ける必要がある。

エレベーターや冷暖房付きなど参りやすく、また宗派が異なっても入れる墓や納骨堂がある中で、何もしなくていいという概念が生まれている。親が主体的にお墓を守っている姿を子供たちに見せ教育をする必要がある。葬送の意識について世代を渡って継承することが大切である。

参りやすく、かつ利用期限の設定など無縁墓地を管理するなど金のかからないしくみを持ち、開けた人間性を育む文化的な墓地を神戸市で考える必要がある。今後 40 年は高齢社会が続くので、次世代への教育を重視した議論を行うべきである。

●委員

感想を 2 つほど述べると、1 点目に経済的な面に着目すべきとこの資料を見て思った。

家族観、死生観、宗教観、先祖観も大切だが、こうしたいと思った時にそれを実現できるだけの経済力があるかに着目すべきだと思う。特に 30 代以下の世代では経済的な不安を抱えている人が多い。家や車も買えない、結婚もできない、子供もつukれないなどお先真っ暗な中で、例え先祖や親の供養にお金を使いたくても捻出できないというのが現実だと思う。

歴史的には、先祖やお墓を大切にする文化は、江戸時代は富裕層にのみ許されることだったが、近代以降に急速に先祖供養の制度化が進み、戦後の高度成長期で多くの人がお墓を持ち先祖を大切にすることが可能になった。それが現代になって難しくなっていると感じられると考えている。

日本の経済状況を背景に経済的な面を考えると、コストが低いお墓など、今の 30~40 代の人々が今後維持できる墓地のあり方が求められているのではないかと。

2 点目は神戸市の特殊性について、衛生行政報告例を見ると、この 10 年ほど神戸市は他の中核都市・政令都市から突出して改葬件数が多い。また鶴越墓園合葬墓が出来てから増加が見られる一方、それ以前にも改葬件数は顕著に多い。大阪市や名古屋市といった神戸市よりも人口が多い都市よりも、神戸市は改葬件数が何倍も多い。

神戸市において合葬墓の人気、墓じまいの増加、無縁墓の増加は他の都市と比べて多い

という前提で話を進める方向性もあるのではないかと思った。神戸市で把握されている理由や動向があればご教示いただきたい。

●座長

ディスカッションというよりは色々な視点について詳しくご意見を承る形となった。この後相互意見の交換ができればと思うが、その前に私から1点申し上げる。

先ほど委員がおっしゃった神戸市の改葬件数が多いことについて、家族形態の変化などもあるが、その都市に定住する人口動態に着目すべきである。転出・転入が多いことは改葬件数の多さにつながる。神戸市の転出・転入の傾向を教えてください。

○事務局

詳しい数字については今後お示しする。全国的に少子化が進んでおり、人口が減少傾向にあるのは神戸市も同様であるが出生数と死亡数だけではなく、他の地域からの転入が進めば人口は増加する。政令市の中でもいくつかの都市は増加傾向にあるところもある一方、現在神戸市は人口が増加傾向にないので市としての課題のひとつと捉えている。

指摘があった改葬件数の多さについては我々も答えが見つけられていない。答えにはならないが神戸市は大阪市に次いで高齢世帯の中の単身世帯が多いことは特徴である。なぜ大阪市や神戸市に高齢単身世帯が多いかは原因がわからない。

話は逸れるが、高齢単身世帯が多いことによって派生する問題として介護保険利用者の多さが挙げられ、要介護・要支援を取る方が大阪と神戸は突出して多い傾向にある。また、高齢単身者が急性期の病院に入院した場合、その後介護施設か療養型の病院に移る人が多い。それがお墓に直接関連しているのかは分からないが、データの有無を次回までに確認する。

●座長

全国的に人口移動は激しくなり、以前は西日本全域から大阪を中心に近畿・京阪神に人口が集まっていたが、現在はそれを素通りして大きな流れの中で首都圏に移動している人が増えている。

個人の経済状態が疲弊していることも加わり、今後2世代、3世代後にお墓が無縁化してしまう。一方で、高齢者自体が一人に残されるということが、神戸で独居居住ができるよい状態にあるともいえる。改葬件数が多いことについてこれらの視点から分析できるのではないか。

福祉施設の話があったが、施設や病院で亡くなり家族がいらない・引き取らない意思を示

す場合、遺骨がどこにも引き取られないケースが多い。福祉施設それぞれが墓所を持っていけばよいが、ない場合もあるので、行き場のない無縁仏に対処する公立の合葬墓があればと思う。某市では無縁仏は年 3,000 件ほどあり、火葬場で 1～2 年ほど遺骨を保管した後、慰霊碑(無縁堂)に納骨を行っている。

どう生きても、安心できる場所に葬られる・納められることが大切であるが、家族がいない、金銭的な問題で墓地を持たない方も今後さらに出てくるのではないか。死生観という自身死の前後を考えると、自身の最後について意思を表せない人たちがこれからも増えてくると思うので、そういった人たちのお墓のあり方を考えていく必要がある。

●委員

無縁遺骨の件について、神戸市に無縁遺骨がどれくらいあるのか資料への記載がないため、教えていただきたい。

社会の変化は若年層から起きていく。今は核家族化が起きた団塊の世代の人達が亡くなっていく時代に突入しており、今後異なるライフスタイルが台頭する。その方々は亡くなるまで時間がかかる。つまり今までとこれからは違う。

これからは家族の存在はオプションとなり、子々孫々と継承するお墓のあり方も変化しなければならない。市長がお墓の受益者について述べられていたが、受益があるお墓を作らなければならないと思う。

具体的には、神戸市で亡くなった人は、経済状況や家族の有無にかかわらず、皆等しく無縁になることなく、安心して死んでいける墓地があり、自身はこれを「死の社会化」と呼んでいるが、死後の安寧が保障される、それをもって生きている市民にも安心感を与えることが墓地のメリットであり、それを考える必要がある。私たちは、今までのお墓のあり方ではなく、新しい価値観、個としてどう葬られるかを考えなければならないと思う。

●座長

死というものが家や地域社会に関わるものから、個人化している傾向がある。個人化する死にどういった保障や安寧があるかはまだ十分に考えられていないのではないか。昔の家や地域社会が担保するシステムにとって代わるものが必要な社会状況ではないか。

また、夫婦ともに合葬墓に申し込んだにもかかわらず、伴侶に先立たれ独居となった方が無縁墓地に入れられてしまったという事例を聞いた。亡くなった際、だれが遺骨を管理するか、墓に入る前についての保障も必要かと思う。

経済性のある方が墓地に入るまでの準備ができる一方で、知識、情報、お金がない層が

おられる。生活保護の方だけではなく、様々な層の人の為にお墓に入る前のシステム、これは墓園と接した領域の福祉体制だと思うが、それと連動させていくことが必要になるのではないか。

●委員

ひとりで死んでいく人が課題になるという意見が共通していたため、それを議論していくためのデータが必要となる。

改葬数が突出して多いという話があったが、情報共有の意味からもいくつかの主要政令市と比較して示していただきたい。

また、孤独死に関して、墓地埋葬に関する法律の第9条において、葬送を市が行うことを定めている。その場合適用される法律は行旅病人及行旅死亡人取扱法あるいは生活保護法の葬祭扶助のいずれかになる。神戸市においてもこれらのシステムを適用して孤独死された方を看取られており、件数も把握されていることと思うので、この数字も資料化して提出していただきたい。

以上